

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

<p>予算及び基本構想特別委員会会議録(4)(20. 3 定)</p>			
日 時	平成 2 0 年 9 月 2 4 日 (水)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 0 7 分
場 所	第 2 委 員 会 室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	齊藤（陽）委員長、斎藤（博）副委員長、大橋・高橋・ 佐藤・濱本・新谷・古沢・成田（晃） 各委員		
説明員	市長、副市長、教育長、水道局長、総務・財政・産業港湾・ 生活環境・医療保険・福祉・建設・教育各部長、会計管理者、 小樽病院事務局長、消防長、監査委員事務局長、保健所次長、 選挙管理委員会事務局長、農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。 委員長 署名員 署名員 書 記 記録担当			

～ 会議の概要 ～

委員長

ただいまから、委員会を開きます。

本日の会議録署名員に、濱本委員、古沢委員を御指名いたします。

委員の交代がありますのでお知らせいたします。千葉委員が高橋委員に、吹田委員が大橋委員に、中島委員が古沢委員に、山田委員が濱本委員に、横田委員が成田晃司委員にそれぞれ交代いたしております。

付託案件を一括議題といたします。

これより基本構想に関する集中審議に入ります。

なお、本日の質問順序は、公明党、民主党・市民連合、平成会、共産党、自民党の順といたします。

公明党。

高橋委員

将来人口と企業誘致について

基本構想について、私がした一般質問に関連してお聞きしたいと思います。

初めに、この構想の 1 ページ、最初にあります将来人口ということでお聞きしたいと思います。前計画の 21 世紀プランでは、人口の設定が 16 万人ということをはっきりいっております。これについては、我が党の代表質問において、秋元議員からも質問しておりますけれども、明記はなかなかできないという御答弁でありました。まず、この件について、もう一度説明をお願いしたいと思います。

（総務）企画政策室笠原主幹

将来人口の設定ということでございますけれども、代表質問で秋元議員に答弁した中では、平成 16 年から全国的にも人口減少社会に突入してきている、こういうような背景が一つございます。前回の計画、21 世紀プランの中では、全国的にはまだ人口増加傾向にございましたので、そういう中で本市といたしましては、何とかその人口維持に努めたいという考えで、基本計画において 16 万人という人口を設定してございます。

ただ、今回の第 6 次小樽市総合計画の中では、先ほど言いました全国的な人口減少社会、こういうものを踏まえますと、今後、本市の人口が増えていくということについては、非常に厳しいものがあるということが一つあります。また、10 年間を見据えた中で、社会、経済の状況というのは非常に大きな変化をしているわけで、今後もそのように想定される中で、具体的な数値というのはなかなか示すことは難しい、こういうようなことで、今回の第 6 次計画の中では、市の人口そのものを数値として示していないという状況になっています。

高橋委員

この構想にも書いていますけれども、人口は自治体運営の基礎であり、人口に対してどういう施策をつくっていくかという部分が非常に大事になります。財政という視点から見ても、やはり人口が非常に関連してくるというふうに思います。例えば、人口に比例して、市税収入が減少したり、地方交付税が減らされるという点があるわけです。それでここ 10 年くらいの人口の推移をもって、これから議論をしていきたいと思うのですが、まず人口について、平成 10 年とそれから 20 年との比較、人口総数と 15 歳から 24 歳の若年者数、生産年齢人口、老年人口のそれぞれの数と増減率をお答えいただきたいと思います。

（総務）企画政策室阿部主幹

直近 10 年間の推移ということで申し上げますと、平成 20 年 8 月末が一番直近の数字でございますので、20 年 8 月末と 10 年 8 月末の数字を比較してお知らせいたします。

人口総数で申し上げますと、10 年 8 月末現在で 15 万 4,824 人、それが 20 年 8 月末で 13 万 7,256 人、1 万 7,568 人の減、増減率にいたしますと 11.3 パーセントの減ということになります。

同様に、生産年齢人口、15 歳から 64 歳の人口で申し上げますと、10 万 2,861 人が 8 万 2,614 人へ減少、2 万 247 人の減少、減少率で申し上げますと 19.7 パーセントの減少。その生産年齢人口のうち、今お話のありました若年者の人口、いわゆる 15 歳から 24 歳の人口につきましては、1 万 9,631 名が 1 万 2,024 人、7,607 人の減少、増減率にいたしますと 38.7 パーセントの減少となっております。

最後に、老年人口、65 歳以上の人口で申し上げますと、3 万 3,408 人が 4 万 694 人、逆に 7,286 人の増、増減率で申し上げますと 21.8 パーセントの増というふうになってございます。

高橋委員

もう一点、先ほど財政的な観点ということで話しましたけれども、これも直近 10 年の一般会計の財政規模とそれからその中身、性質別の経費で主な傾向を教えてくださいたいと思います。

（財政）財政課長

ここ 10 年の財政的な傾向についてでございますけれども、平成 10 年度以降は景気の減速とか、あるいは景気の低迷などがありまして、19 年度の決算規模で、市税収入額は 151 億円と、10 年度と比較しまして 14 億円減少しております。また、16 年度からの三位一体改革の影響などで、地方交付税も 15 年度をピークに大きく減少しました。そのような厳しい財政環境の下で、限られた予算の範囲の中で普通建設事業などを実施した結果、その額は 19 年度は 10 億 5,000 万円と、10 年度の約 85 億円と比べまして減少しております。財政規模も、こうした歳入の減少と歳出の抑制などの影響によりまして、19 年度は 554 億円と、10 年度と比較しまして 220 億円程度減少しております。

その中身としまして、性質別に平成 10 年度と比べて、19 年度は人件費では 108 億円と、33 億円減少、物件費では 38 億円と、24 億円程度減少しております。性質別で増加したものでは、扶助費が 144 億円と、15 億円増加しております。うち生活保護費でございますが、84 億円と、12 億円程度増加しております。また、公債費や繰出金等も増加しております。

高橋委員

扶助費以外は全部減っている。増えているのは扶助費だけということですね。

人口減少にかかわる財政的マイナス要素というのは、どのように考えられているか、この辺の御見解をまずお願いいたします。

財政部長

先ほど、生産年齢人口の推移の話もありましたけれども、やはり人口減といえますのは、市税なり地方交付税の積算単位にもなっておりますので、人口減少というのは、市の財政運営上は非常に大きな影響があるものと認識しております。

高橋委員

それで、構想は、人口減に歯止めがかからない厳しい状況だというふうになっております。これは理解できます。では、どのようにこれから考えていくのかというのが非常に大事なところであります。下のほうにも書いていますけれども、効果的な施策として、企業誘致の強化。要するに、新しい雇用場をつくるということで、これは市長も再答弁でお話ししていたとおりだと思います。やはり一般質問でもお聞きしましたけれども、特にこの若年層の減少が非常に大きい。約 4 割もこの 10 年間で減っているということを考えると、やはりここにポイントを置いた具体的な施策が必要というふうに思っているところです。一般質問に関して若干伺っておきたいのは、企業誘致の関係です。平成 18 年 3 月に企業誘致促進条例を制定し、何とか企業を誘致しようということで取り組み、結果も出ております。まず、この条例について、概略を説明していただきたいと思います。

（産業港湾）加賀主幹

条例の内容でございますが、これにつきましては、新規に工場等を新設した企業の固定資産税の評価額が 5,000 万円を超える企業が補助等を申請した場合につきましては、その固定資産税の課税を 2 年間免除するという制度でござ

ざいます。

高橋委員

もう少し具体的に質問します。御答弁によると平成 18 年度、19 年度で 16 件の申請があったそうですが、この 16 件の内訳で、立地場所と、それからどのような職種の企業が入ってきているのかを教えてください。

（産業港湾）加賀主幹

立地場所と業種の内訳でございますが、平成 18 年度につきましては、8 件の申請がございまして、食品製造業といたしましては石狩湾新港地域に 1 社、祝津地区に 1 社、合計 2 社が立地しています。衣料品製造業といたしましては奥沢地区に 1 社、物流関連の倉庫業につきましては石狩湾新港地域に 1 社、その他の製造業といたしましては銭函工業団地に 3 社、色内地区に 1 社、合計 4 社が立地しております。19 年度につきましては、食品製造業が銭函工業団地に 1 社、石狩湾新港地域に 3 社、合計 4 社が立地しております。物流関連の冷蔵倉庫業につきましては、石狩湾新港地域に 2 社が立地しております。その他の製造業といたしましては石狩湾新港地域に 1 社、奥沢地区に 1 社、合計 2 社が立地しております。

高橋委員

それで、この 16 件の企業で、新規採用している人数、それからもしわかれば小樽から雇用されている人数をお願いします。

（産業港湾）加賀主幹

雇用増に係る部分についての御質問でございますが、まず、平成 18 年度につきましては、新設工場の従業員といたしまして、104 名がそこに従事するというような形になっております。そのうち 42 名が雇用増になってございます。19 年度につきましては、296 名が新設工場のほうに従事いたしまして、そのうち 185 名が雇用増となっております。小樽市民の従事状況でございますけれども、今、調査をしておりませんので、内容等の把握については現在検討しています。

高橋委員

いずれにしても小樽の方が雇用されているという状況はわかりました。半分もいかないのですね。

もう一つ、御答弁の中で、今年度、既に 6 社が工場を新築着手又は完工をしているということですが、この 6 社の関係で、採用予定の内容がわかれば教えてほしいと思います。

（産業港湾）加賀主幹

現在 6 社が工場等の新築を行っておりますが、事業内容等については、今、具体的な内容を調査してございません。これにつきましては、課税免除等の申請を行う際に、企業に雇用状況の調査を行いまして、内容を確認する形になっております。

高橋委員

もう一点確認したいのは、税関係が 2 年間免除ということで、今年度、来年度に免除が外れて、実際に税が入ってくるということになるかと思います。この税収について、今年度と来年度、どのぐらい増収になるのか、その額を教えてください。

（財政）資産税課長

課税免除が外れることによる税収への影響額でございますけれども、平成 21 年度から発生いたしまして、21 年度が 2,675 万 5,000 円程度、それから 22 年度が 7,177 万 5,000 円程度、新たに増額になる見込みでございますけれども、実際には評価替えということもございますので、若干下がる見込みでございます。

高橋委員

もう一点、市内中心部における空き工場の情報提供とか、操業環境のフォローアップということで、非常にこれは大事な視点だというふうに思っております。これについては、これから具体的にどのように考えていくのか。デ

データベース化はどのように進めようとしているのか、検討内容を教えていただきたいと思います。

（産業港湾）加賀主幹

市内中心部をどのようにしていくかということとデータベース化についての御質問でございますが、市民の雇用の確保を図るということから、中心部への誘導が必要だと考えています。しかし、中心部にはこれまでまとまった用地があまりなく、工場の操業に適する銭函や石狩湾新港地域、これが新たな立地場所として集積しております。現在、企業等が初期投資を軽減したいということで、空き工場等の情報を求めることが多くっておりますので、この空き工場の情報をベースに、不動産会社など関係機関との協力、連携を図りながら整理していきまして、直ちに企業の求めに対応できるような、そういったデータベース化を図っていきたいと思っています。

それとあわせて、市内中心部ににつきましては、古くから住宅が集まっているということもございまして、立地する事業者の業種、そういったものも勘案しながら、物件の提案をしたいというふうに考えております。

高橋委員

そのデータベース化については、いつぐらいまでを予定しておりますか。

（産業港湾）加賀主幹

現在、企業側の求めがかなりあるということもございまして、不動産会社のほうに情報をもっている部分もございまして、年度内には確実に情報を集約できるような形で整理をしていきたいと思っております。

高橋委員

そういう形で具体的に企業誘致等をやっているということ、少しでも進んでいるというふうに思います。

先ほどの人口の議論に戻しますけれども、できるだけ若年層をやはりとどめておく、若しくは就業できる場をつくるというのが非常に大事になってくると思います。生産年齢人口をできるだけ減らさないような形を考えなければならぬということになると、やはりある一定程度の目標若しくは設定がなければ、いろいろな施策を考えると、どこを基準にしていけばいいのかという、その判断基準が見えないと思うのです。そういう面では、この人口設定というのは、具体的な数字は別として、ある一定程度のラインというのは、私は必要だというふうに思っております。この辺の御見解をお願いします。

（総務）企画政策室笠原主幹

判断基準の関係で、一定程度の人口設定という方針でございますが、今回の第 6 次計画の中では、先ほど申し上げましたとおり、将来人口などについて具体的な数値は書いてございませんけれども、基本構想の中では、研究機関が示している数値というようなことで、参考的な数値そのものは示しております。現実にも私どもが統計的な部分では、今回は推計という形では示しておりませんが、構想の 2 ページのほうに、あくまで研究機関の数値ということで、トレンドでいうとこういうようなことが、本市の状況として想定されるというものを示しております。

高橋委員

このグラフを見れば、人口は必ず減っていくというのはわかるのです。この 10 年間市としてどこを設定して、いろいろな施策若しくは計画を組んでいくのかということを知りたいので、その説明をお願いします。

（総務）企画政策室笠原主幹

将来人口の関係で、どういう施策か、どのような展開をしていくかという御質問でございますけれども、この将来人口のくだりの中にも、先ほど高橋委員がおっしゃられておりますけれども、やはり企業を誘致するなどして雇用の場を増やしていく、そういうのも当然大事であると思っておりますし、そういう中で経済的に一定程度自立できれば、子供を育てていける、そういう環境も整ってくるということもあります。ですから、この中にも子育ての関連ですとか、高齢者の対策など、そういうような部分というのは、非常に大事な観点ということで押さえております。

総務部長

ちょっと補足をさせていただきますけれども、一つは市民全体の中で将来のまちづくり、10 年後、20 年後どうなるかという、そういう姿を共有するためには、やはり一定の人口みたいなものがあるというのは好ましいと思っています。ただ問題は、現状、先ほどから答弁しているように、なかなか設定が難しい。それで、今、御質問にあります、特に施策を進めるときに必要な人口というのは、個別計画の中でこれまでも示してきておりますし、ごみ処理、福祉施策、水道にしても、すべて施設整備のために必要な人口というのがあるわけです。それは個別計画の中で当然入ってまいりますので、その部分では問題はないというふうに思っておりますので、そこは御理解をいただければと思います。

高橋委員

部長がおっしゃる個別計画というのはわかります。ただ、これはあくまでも上位計画で、ではその整合性はどうするのかとなった場合に、ある一定程度のめどがなくて、それは個別にやっていますからというのでは、整合性がとれないのではないかと思うのです。ですから、前も言いましたように、きちんとしたラインでなくても、ある程度の幅を持ったラインでも、こういうグラフ等でラインというのがなければ、その辺の判断というのはなかなか難しいのではないかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

総務部長

実は、10 年前の計画も、冒頭、高橋委員からありましたけれども、16 万人の設定というのは基本計画段階で示していますが、構想段階では基本的には今とそう変わらない考え方をしています。やはり最大限の増加に努めるという基本的な目標を置いて、当時は現状維持という状況でした。現在、我々も 13 万何かがしという人口があるわけですから、できれば現状を維持していくという基本的な考えはみな持っているのですが、ただ、現実の問題として、今の人口構成を考えていくと、数字は下がっていくということはやはり認めざるを得ないと思います。だからといって、機械的なトレンドや国の機関がつくった統計手法で行うと本当に 11 万人になるか、もっと極端に言うと、10 万人を切るような予想を出しているところもあるわけですが、我々としてはそういう姿にはしたくないという思いも含めて、できる限りやはり人口については大事な要素ですから、最大限、減少傾向にさせないという、そういう基本的な考えの中で進めていきたいと思えます。ただ、従前のように、この施策によって何千人とか、これをやると何万人ということの積み上げというのは、非常に難しい時代になっていますので、具体的な数字を示すというのは大変難しく、ただ、おっしゃっていますとおり、何も無いのかと言われると、そこはまた難しいところで、少なくとも我々は現状の人口を少しでも減らさないという、そのような視点の中で進めていくということで御理解をお願いします。

高橋委員

なかなか難しいということは理解できます。ただ、なぜこだわるかということ、ある程度の人口の設定に対して、では具体的に何をもって対策とするのかというのが問題になってくると思うのです。構想にも書いてあるように、効果的な施策というのは、やはり企業誘致、働けるところをやはり設けなければならない、雇用を増やさなければならないということが、大前提だと思うのです。では、そのためには何をしなければならないのかという論法になってくると思うのです。そう考えると、しつこいようですけれども、ある一定程度の、人口を確保するために、小樽市としての施策をどうするのか、ではその基準になるのは、目標というよりも設定という言い方がいいかもしれませんが、そういう考え方は必要というふうに思うのです。ですから、具体的な計画になったときに、その辺の文言がどういうふうになるかというのは興味を持っているのですけれども、ぜひその辺は反映していただきたいと思いますが、いかがですか。

総務部長

御指摘の部分はあると思います。実は、総合計画審議会の中でも、設定人口を設けるという話は相当議論がありました。我々の策定会議の中でも、やはりそういう話がありました。そういう意味では、将来的な予測をして、仮に 11 万台になるときに、ある人から言わせると 12 万人ぐらいが一定の設定人口と言っていいのではないかという議論をした方もいらっしゃるのですが、その部分がひとり歩きする怖さもまたあります。北海道も今回は将来人口を示していないのですが、我々としては、この時代の中では数字で示すよりも、全体の意思として、人口はなるべく現状を維持しながら、少なくとも減少傾向に歯止めをかけていくという意思の中で施策を実行していくという考え方です。いろいろな意見もありましたし、どちらが正しいということはないと思うのですが、我々としてはそういう選択をして、今回の 10 年間の計画については、そういう形で人口設定させていただくということで御理解を願いたいと思います。

高橋委員

またこの点については議論したいと思います。

先ほどの若年者の定住の関係に戻りますけれども、一般質問の中で、市内の高校、大学の新規学卒者というのを調べていただきました。前は管内ということでばやけていたわけですが、ある程度具体的な内容が出てきたというふうに思います。この中の数字には、地元での就職を希望している人の具体的な数字が上がっていないので、再質問をしたときに、市長の御答弁では七、八割という数字を上げられていたわけですが、この辺についてもう一度説明と、高校と大学の新規学卒者の就職人数と地元への就職率、そして地元希望している数がわかれば、お願いしたいと思います。

（産業港湾）商業労政課長

高校、大学の新規学卒者の地元への就職状況の御質問でございますけれども、市長からも答弁を申し上げましたが、改めて申し上げますと、平成 20 年 3 月末時点でございますが、高校生につきましては、道外が 71 人、道内は 107 人、市内は 141 人で、地元への就職率ということですが、約 44 パーセントとなっております。また、大学につきましては、小樽商科大学の例で答弁をいたしました。道外が 291 人、道内が 167 人、市内が 9 人で、地元の就職率は約 2 パーセントとなっております。

そして、実際のところ、地元への就職を希望する高校生の割合がどのぐらいかということですが、我々も高校の就職担当の教員と何度かいろいろな形で接触して、そういった情報を得ておりますが、最初はやはり多くの方が地元への就職を希望されております。ただ、採用条件とか、具体的には給料、その点におきましては、なかなか地元の企業では満足のいくところがないということで、道内、そして本州というふうにシフトしていくというような状況にあると聞いておりますので、教員のほうからは、大体市長が答弁を申し上げましたような約 7 割から 8 割の方が地元で就職をしたいというふうに思っていると聞いております。

高橋委員

この辺について、では市としては具体的にはどういう対策を今まで進めてきたのかということをお聞きしたいと思います。

（産業港湾）商業労政課長

まず、地元への就職をどう高めていくかということですが、一つには、全体としてはやはり地場産業の活性化ということが一番重要だと思っております。そうした中で、地元の企業の方たちに、一人でも多くの高校生を将来の小樽のまちのためにも採用していただきたいということで、ハローワーク、北海道、そして小樽市と、三者連名で地元の企業へ、一人でも多くの採用をお願いするという文書を出したり、またパンフレットを作成したり、また事あるごとに企業の経営者の方をお願いしたりしております。

また一方で、高校生の就職の意識ということも大事な要素でありまして、なかなか自分の適性といいますが、ど

ういった職種に向いているのかということが、まだ把握できていない高校生も中にはいると聞いておりますので、市といたしましては、それまでもジョブガイダンスという中で、高校生への企業のあり方とか、そして実際に地元の企業で働かれている先輩の方たちから高校生へのアドバイスなど、そういった事業を重ねながら、少しでも多くの方が地元へ就職できるような仕組みに取り組んでいるところでございます。

高橋委員

いずれにしても本会議でも申し上げましたように、できるだけ若年者が定住できるような、そういう環境づくりが、やはり市としては必要というふうに思っておりますので、これについてはまた再度議論をさせていただきたいと思えます。

時間消費型の観光について

もう一点、一般質問で、観光問題を質問させていただきました。これも基本構想の中に載っておりますので、関連してお伺いしたいと思います。

観光都市宣言を契機に、やはり新しい小樽の観光ということをしかりと進めていかなければならないというふうに思っております。時間消費型の観光の推進ということで質問をさせていただきます。具体的な面というのが1点だけしかなかったのですけれども、この経過と内容について教えていただきたいと思います。

（産業港湾）観光振興室佐々木主幹

観光振興に対しまして計画を進めている上での具体的施策の推進についてでありますけれども、現在のところ、観光基本計画に基づきまして、今それを具現化するべく、観光プロジェクト推進会議の中でメニューづくりを進めているところなのですけれども、大きな柱といたしましては、観光基本計画にのっていますとおり、「観光客の満足度を高める」、「宿泊滞在型観光への移行を進める」、「観光の経済波及効果を高める」という基本的な考え方がございますので、この三つの柱の中で、特に時間消費型観光の部分、宿泊滞在型観光への移行にもつながりますけれども、この部分に焦点を当て、今のところ議論をさせていただいているところでございます。観光プロジェクト推進会議の中では、現在のところ、五つの重点項目を掲げまして、これに向けて今、具体的なメニューづくりをしております。その中の一つが、答弁のときに申しました「夜の魅力づくり」というものになりますが、そのほかの四つにつきましては、例えば「小樽ブランドの確立と地場産業と観光の結びつき」、「フィルムコミッションの活動を活発化する」、「旧手宮線の活用」、これら全体を含めて「リピーター対策」ということでは道央圏の対策が最も重要だという形で考えておまして、例えば今回の議会にも提案させていただいております札幌圏に対する情報発信の事業ですとか、あと冬の小樽観光の魅力をアップする事業、あと新しい周遊型観光コースの創出を目指す事業などを進めているところでございます。

高橋委員

もう一点、外部組織とそれから観光案内所の連携強化というのがありました。この御答弁は、本当にさらっとしなくて、結局十分な効果を上げることができなかったという、そういう経緯を1行だけいただきましたけれども、これからの具体的な進め方、検討内容、これを教えていただきたいと思います。

（産業港湾）観光振興室佐々木主幹

観光のガイドクラブと観光案内所の連携強化につきまして、今後の進め方といたしましては、現在は、将来的な観光案内所のあり方について、観光協会とも十分協議をして進めていくという形で考えておまして、ガイドクラブのほうからは活動に当たっての拠点が欲しいという御意見をいただいております。その拠点の場を例えば運河プラザに設ける、その運河プラザの中にも観光案内所がございますので、そういうような形の中で、観光案内所と観光ボランティアが連携を図りながら、観光ガイドを進めていくというようなこともできるのではないかと、その方法につきましては、観光協会とも十分協議しながら、今後進めていきたいというふうに考えております。

高橋委員

具体的に教えてほしいのですが、ガイドの人数というのはどのぐらいいるのか、どの程度利用されているのか、その効果も含めて教えていただきたいと思います。

（産業港湾）観光振興室佐々木主幹

ガイドクラブの会員の関係でございますけれども、二つのガイドクラブがございまして、二つとも 30 人前後の会員がいると聞いております。活動内容につきましては、一方の団体は、浅草橋の街園を中心にボランティア活動という形で観光ガイドをしており、もう一方の団体は、市内の施設を中心にイベント時などのボランティア活動と、あと有償という形で一部の旅行会社と連携しましてガイドツアーのようなものの企画にのった形で活動をしております。具体的な利用者の人数等は、ちょっと把握しておりませんが、実際にツアーの中でガイドを担当しているというような団体が一つありますので、小樽観光に対する寄与は一定程度されているというふうに考えております。

高橋委員

あまり具体的にはわからないということですね。後でわかったら教えてください。

「選択と集中」について

最後ですけれども、この基本構想の 14 ページ、効率的な行財政運営の推進ということで、非常にこれが今後の大きな課題だというふうに思っております。ここに出ている緊急性や必要性を踏まえた「選択と集中」。要するに、全部手はつけられないかもしれないけれども、めり張りのきいた、そういう施策にならざるを得ないというふうには思っております。今、簡単に、経済関係では、企業対策、それから観光を若干聞きました。この基本構想の中で、ではこの「選択と集中」という観点から見て、どれを選択して集中させようとしているのかというのがなかなか見えません。読み取れないのです。それで、この基本構想をもってどれを選択して集中させようというふうに考えているのか、この 10 年間の方向性についてどういうふうに考えているのか、これを最後に聞きたいと思います。

（総務）企画政策室笠原主幹

「選択と集中」ということで、どういう内容についてかという御質問と思うのですが、基本構想全般につきましては、市政の各分野にわたる施策、そういうようなものを全体的に市が取り組んでいかなければならないということで、今回のこういうつくりになっております。ただ、実際に今後の実施計画等と関連する部分が出てくると思うのですが、現状の本市の財政状況等を考えた中で、その時点時点においてどういう事業展開が必要なのかということを考えながらやっていかなければならないと思います。高橋委員がおっしゃられたとおり、いろいろなことをすべてできるわけではありませぬので、今後の進め方の中で整理をしていく、そういうようなことで考えてございます。

総務部長

ちょっと補足をさせていただきますが、一つは「選択と集中」という、今、国でも使われている言い方をしているのは、何といてもやはり財政再建というのが、今、小樽市にとって最大の命題として当面達成しなければならない最大の課題です。そのことを考えていくと、やはりこの「選択と集中」という中で、今どうしてもやらなければならない部分を優先してやっていく、そういうところが最大の理由であると思います。それから今、内部でも議論していますのは、10 年計画の中の前期と後期という、今度そういう色分けをしていきますと、どうしてもこの前期というのは、財政再建に力を入れていく、事業量なりそこに投入する資金量から考えれば、後期に軸足を置かざるを得ないというのも、これから実施計画の議論の中で出てこざるを得ないだろうと思っています。ですから、そういう部分も踏まえながら、この数年間、まず財政再建をなし遂げるために必要な部分、そして最低限市民生活を守っていくために必要な部分、それから先ほど来議論になっていきます小樽市の人口なり税収を確保するために、今から種まきをしなければならない事業、そういうものをやはり優先しながら進めていくという、そんな基本的な考

え方で今考えているというところですよ。

高橋委員

もうちょっと具体的に聞きますけれども、先ほど企業誘致、それから観光ということで、二つの部門について伺いました。企業誘致であれば、以前もお聞きしましたけれども、担当者は一人だけということをお聞きしております。本当に組織編成としてそれでいいのかどうか、それから観光振興室のあり方も、今のままで、本当に観光に対するいろいろな考え方、計画と立案ができるのだろうかという疑問があります。その企業誘致の担当若しくは企業の対策、それから観光の対策という、そういう観点から考えたら、私は今の段階では非常に人数が少なすぎるというふうに思っています。これについてはどのような御見解があるのか、ぜひお聞きをしたいと思っております。

産業港湾部長

限られた人数の中で行財政運営を従来から進めてきているわけです。そういった中で、一つには組織の見直しとして、数年前からグループ制を導入するというような形で、非常にフレキシブルに業務に当たれるような機構をつくってきております。特に、観光については、かつては観光課という中で3係がありましたけれども、観光需要の増大と、それから本市における比重として非常に大きくなってきたということもあって、これを室に格上げをいたしまして、そうした中で現在2主幹の下に相互に仕事がやりやすいような状況でやっております。今後も人のやりくりもつけやすい状況の中で業務にさらに取り組んでいけるということで、御懸念をいただいております企画立案、こういったものにも十分対応していけるものと考えております。それから企業立地につきましては、担当主幹1名でございますけれども、その上に次長もいまして、私もおりますので、そういった中で連携をとる。それから現在、企業立地の主幹は産業振興課と一緒に業務を行っておりますから、当然スタッフと共同で仕事をしておりますので、できる限り現体制の中でやっていきたいと思っております。今後、企業誘致というのは、我々も先輩から言われておりますけれども、1,000の交渉で三つうまくいけばいいと、千三つだと言われているぐらいの非常に難しいものだそうです。私どももやってみて、本当にそれは現実として感じております。できる限りの知恵を絞って、一丸となってやっております。

市長

今、観光と企業誘致のお話が出ましたけれども、これからはそれこそ「選択と集中」ではありませんけれども、観光の部分に力を入れていくのは当然だと思います。それで、企業誘致もかつては企業誘致室という部署がありまして、3名体制でやってきた経過がありますけれども、企業誘致は1市だけでは非常に難しいので、道庁の企業誘致関係や石狩開発株式会社からの情報を収集しながら、お互いに連携してやっておりますので、小樽市が1名だから力が弱いということではなくて、今、連携プレーで企業誘致を進めていますので、場合によっては私も出向していきますし、それから部長も行きますし、それぞれ物件によってはみんなで取り組んでいる、こういう状況でございます。

それから、観光については、今、市役所なり観光協会、地元もいろいろやっておりますけれども、観光業、いわゆる旅行者から見た小樽観光という、また別な視点で見ているのです。一回懇談をしましたが、我々とは全然違う観点がありますので、これからの課題であります宿泊型観光、時間消費型観光などのいろいろな企画立案について、旅行会社、こういったところからの人材の派遣をいただきながら、プロの目から見た観光、そういったものもぜひ来年度から導入したいと考えていますので、その方向で進めたいと思っております。

委員長

公明党の質疑を終結し、民主党・市民連合に移します。

斎藤（博）委員

新幹線の活用について

それでは、総合計画基本構想にかかわって大きく 2 点ほどお尋ねしたいと思います。

最初に、新幹線の取扱いということなのですが、8 ページから 9 ページにかけて、新幹線の活用ということが基本構想の中で記載されているわけでありまして、これを読んで、私は小樽市の財政、若しくは小樽市の市民生活にとって、新幹線というのはどういうふうにか小樽市の中で位置づけられているのかと、そういったことについて何点かお尋ねしたいと思います。

最初に、新幹線の新小樽駅とよく言われておりますけれども、これは大体どの辺のことを言っているのか教えていただきたいと思っております。

（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

新小樽駅の位置でございますけれども、道道天神南小樽停車場線の旧ごみ焼却場のあたりが新小樽駅の予定地でございます。ただ、まだ認可前でございまして、正式なルートの詳細設計などは行われておりません。現在我々が持っておりますのは、平成 14 年に示されました環境影響評価の際のルート図でございますので、大幅には変わらないと思っておりますが、若干は動くかと思っております。

斎藤（博）委員

昔の旧天神焼却場、今の生活環境部が使っているセンター、それから今、民間の運送業者の方が使っている施設の辺りが中心だということですが、もう少し横にいけますと、社会福祉法人が使っている施設もあります。そこまでも入っているのですか。

（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

それにつきましても、今のところ、大まかなルート図ではかからないとは思いますが、はっきりここまでという線引きはまだしておりませんので、正確には答弁できるという状況ではございません。

斎藤（博）委員

あの辺は、市の土地もあるのでしょうか、道路も含めていろいろな土地が入り組んでいるわけですが、今言われた平成 14 年のルート図の新小樽駅の位置に民有地も含まれているのですか。

（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

新小樽駅の駅舎と線路、それから附帯施設につきましては、鉄道運輸機構、以前の鉄建公団が買収することになると思うのですが、今のままの大まかなルートでいきますと、民有地も含まれているというふうにご考えております。

斎藤（博）委員

場所は分かってきたのですが、小樽市として、新しい駅ができる場合、当然、駅舎そのものは別としても、駅前広場とか、今の道道と駅前広場を結ぶラインに、民家や工場などがある場合は、買い取ったり、広場を整備したりなど、道道とその広場の間のアクセスというような部分の整備について、市の負担についてはどのようにお考えになっておりますか。

（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

新幹線の線路と駅舎以外の建設にかかわる事業についてのお尋ねですが、現時点におきましては、駅周辺では駅前広場とかパークアンドライド駐車場、それからアクセス道路などが挙げられると考えておりますけれども、平成 18 年に策定いたしました「新小樽(仮称)駅周辺整備構想」の中で、周辺整備といたしまして、駅前広場や駐車場などについて、あくまでも構想という形で示しております。

これらにつきまして、今後、幅広く御意見を伺いながら、都市計画的な整理も含めまして、さらにそれぞれ整備する施設の事業主体がどこになるかということもあわせて、これから調整を図っていかねばならないと考えております。そのため現時点では施設の規模、内容、そういったものが詳しく決まっておきませんので、まだ事業費を示す段階には至っていない状況でございます。

齋藤（博）委員

いろいろな施設などの組合せの条件設定が決まっていないということですか。それでも、仮定の話では議論できませんと言われると、それまでかもしれないけれども、仮に今の時点では、小樽市としては、新幹線の新小樽駅ができることに関して、小樽市の負担若しくは市民の負担について、全く想定されていないというふうに理解しているのですか。

（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

想定できない理由は、先ほど説明いたしましたけれども、どの程度の施設になるかということが今後の議論の対象となっておりますので、そのこともありまして試算額を出していない状況でございます。

齋藤（博）委員

要するに、多くの市民の皆さんに説明をするときには、その辺の負担は分からないのかと聞かれると思うのです。次に、新幹線の小樽市民の利用について、どのような考えをお持ちなのかお聞きしたいと思います。よく街中にもポスターが張っており、市役所などにも張ってあるかもしれませんが、最初に一番の売りである、最短で札幌と東京の間を何時間で結ぶという計画なのか、もう一回教えてください。

（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

今、北海道期成会などが言っております 360 キロ営業運転でいきますと、札幌 - 東京間が 3 時間 57 分の予定でございます。

齋藤（博）委員

その場合、この 3 時間 57 分で札幌 - 東京間を結び、時速 360 キロで走るという設計だと聞いていますけれども、これについて年間でもいいのですけれども、利用者数はどのくらいを見込んでいるのですか。

（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

利用者数の推計でございますけれども、これは北海道経済連合会が出している数字でございますが、新幹線ができる前の 2003 年、それから開通後の 2020 年ということで、仮定いたしました数字が載っており、それによりますと、本州と北海道間の年間の利用客数でございますけれども、2003 年では航空機が 1,680 万人で、在来線の利用が 280 万人で合計が 1,960 万人でございます。

それが、新幹線ができますと、航空機は減りまして 1,050 万人、それから新幹線利用につきましては、年間 1,420 万人が見込まれるということで推計値が出されております。トータルでいきますと、北海道と本州の交流数が 2,470 万人、増加率 126 パーセントという数字で示されております。

齋藤（博）委員

もう少し細かく聞いていきたいと思えます。それは札幌と東京というようなことでお話になったと思うのです。次に、新小樽駅と札幌の関係について、どのような認識をお持ちなのかという部分なのですが、後で止まる列車等についても聞きたいと思うわけですが、例えば小樽から札幌に向かって、それから札幌から小樽というふうに考えたときに、新幹線の利用ということについてどのようにお考えですか。

（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

先ほど申し上げました北海道と本州との大きな数の推計は出ておりますけれども、新小樽駅を利用する数につきましては、推計値は出しておりません。ただ、北海道の建設部が、これは新幹線によって誘発する数は含めていないのですけれども、既存の交通機関を利用していたものが、新幹線に振りかわった部分という前提で、1 日の利用者数を 1,200 人と出してあります。

齋藤（博）委員

小樽 - 札幌間の新幹線の往復の利用者が、1 日 1,200 人ということですか。

（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

利用者数は、双方向ありまして、そこまで詳しくは出ておりませんので、新小樽駅の乗降客数の見込みということで 1,200 人というふうに出しております。

斎藤（博）委員

全部合わせて、函館のほうからも含めてということですね。

（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

はい。

斎藤（博）委員

同じようなことで推計なり、計画の段階だということですので、答えにくい部分は分かるのですけれども、小樽から東京に向かっていくという想定をされたときに、この新小樽駅を利用される方の数というのは、どのように考えていますか。それから東京から来て新小樽駅に降りられる方というのはどういうふうにお考えになっていますか。

（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

新小樽駅の利用方法ですけれども、あくまで大きく宣伝されていますのは、東京と札幌間が 3 時間 57 分、先ほど説明したような数字なのですけれども、実際には利用者数の中身といたしましては、道内、函館に行く方もいらっしゃるでしょうし、東北に行く方、そういった方のほうの利便性が非常に向上する訳です。東京までになりますと、飛行機とそれほど時間が変わらないので、大きな数が動くことはないだろうというふうには思っております。かえって、北関東以北との交流が盛んになるというのが一番のメリットというふうには考えております。ですから東京も含めて、そういった形の利用の内容につきましては、人数的に詳しくは分析をしておりません。

斎藤（博）委員

新幹線も御承知のようにいろいろな止まり方がありますね。そういった意味で東京から札幌まで向かってくる列車というのは、博多から東京に向かってくるものから想定すると、相当駅を飛ばしながら走っている状態があるわけですし、新幹線の駅はあるのですけれども、こだまが止まっている駅は、いわゆるひかりとかのぞみは止まらないとか、乗りかえなければならぬというような気がするのですけれども、このことについて、新小樽駅の役割といたしますか、新小樽駅の位置づけからすると、こういったようなことになるとお考えになっていますか。

（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

一昨年に作成いたしました構想の中でも、一番のメリット、もちろん大きなメリットは交流人口の拡大というのが前提となっておりますけれども、その中でも特に東北地方からの観光客の入り込み数の拡大ということをメインに挙げておりまして、今のところ、以前の調査では、東北は北海道の隣なのですけれども、実際の入り込み客数では 10 パーセントにも満たないということでございまして、それが新幹線が開通することによりまして、東北との交通アクセスが格段によりまして、東北、それから北関東からの利用者が非常に増えるものと考えております。

斎藤（博）委員

次に、私どもが聞くところによりますと、新幹線の敷設と在来線の関係で、JR とそれから国なり政府との間で一定の確認がされているというお話を聞くことができるのですけれども、そのことについてどのようにお聞きになっていますか。

（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

確かに、今、委員がおっしゃいましたとおり、新幹線が開通することを前提といたしまして、並行在来線の JR からの経営分離ということが、平成 2 年 12 月の政府与党の打合せの中で確認されているところでございますが、まだ現在のところ、実際に北海道新幹線の札幌延伸に向けて、どの区間が並行在来線として経営分離されているかということにつきましては、発表されておりません。

齋藤（博）委員

総論で新幹線の導入に賛成しつつも、地元の問題になってくるときにいろいろな議論になってくるのが、この並行在来線の取扱いの部分についてだと思います。いろいろ国とのやりとりもあるので、苦労されている部分もあると思いますがそれを切り口に、新幹線の議論をするというのは大変難しいという話も聞かされたことがあります。ただ一方で、実際、今、小樽に住んでいる人なり、10 年、15 年後に小樽に住んでいる人の関心事からすると、当然この並行在来線と新幹線の敷設というのは、非常に密接にかかわっている部分もありますし、もう一方では J R も経営体ですから、商売ですから、一定のところについては在来線を残しておく、何が何でも全部つぶすというふうには動いていないわけなのですけれども、この間のほかの新幹線の動き、例えば最近では長崎でもいろいろ議論になって、一定の整理を見ているわけなのですけれども、そういったことについてどのような情報をお持ちになっていますか。

（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

今、委員のほうから長崎新幹線の例が出されまして、あの件につきましては、経営分離については地元の自治体の了解が前提ということで、話が進められてまいりましたけれども、地元の鹿島市と江北町だったかと思えますけれども、反対をしております、それで進まなかったところ、県と J R 九州がその部分について責任を持って並行在来線を残すということで、地元市町村の承諾なしに進めたというようなケースがございました。ただ、それは今までのスキームと全く反しているものでございますので、北海道新幹線につきましては、あのような例とはまた別に、今までどおりの考え方で進むものというふうに考えております。

齋藤（博）委員

そういうふう考えられている場合、小樽市としては、小樽で一番札幌寄りというと銭函から、一番札幌から離れている蘭島まで J R の駅を持っているわけなのですけれども、この在来線について、新幹線との兼ね合いについてはどういう認識で、どういう立場に立っているか、お聞きします。

（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

従来から、経営分離される部分につきましては、都市圏輸送区間というのは J R がそのまま持つといったような話も聞いておりますけれども、その都市圏輸送区間というのがまだ今のところどこまでになるのか、そういったようなことも決定しておりません。それで、また先ほど答弁したのとちょっと重複する形になりますけれども、並行在来線として経営分離される区間につきましては、国土交通省の事業認可の前段に決定されることになっておりますので、今のところどの区間が該当するののかということは、分からないところでございます。

ただ仮に、並行在来線といたしまして、J R 北海道から経営分離された区間の対応につきましては、既に北斗市までの道南の地域で今、新幹線が着工しておりますけれども、その中で五稜郭から木古内までの間は並行在来線として分離されるということが決まっております、それにつきましては、北海道が中心となり、沿線自治体が参加いたしまして、地域の公共交通機関をどのように確保するかという並行在来線対策協議会が開催されております。ですから、そのような内容も、随時情報を収集していきたいと考えております。

齋藤（博）委員

もうちょっと聞きますと、小樽市としては、国がやることだとか何とかというのは別として、今、蘭島から銭函、札幌につながっていく在来線については、J R の管理の中で残してもらつつもりでいるのか、本当に例えば札幌間も含めて全くどうなるか分からないけれども推進するというような立場に立っているのかというのを聞いているのです。その部分では、将来どうなるではなくて、少なくとも小樽市としては J R で残してもらつつもりでいるのか、これからもそういう立場で頑張るつもりなのか、本当にそれも J R がやるのか、第三セクターがやるのか、どこがやるのか分からないのだけれども、とりあえず新幹線というふうに言っているのかという部分について、もう少し分かりやすくお聞かせいただけますか。

（総務）新幹線・高速道路推進室長

今、おっしゃられました小樽市としてどう取り組んでいくかという前提で答弁させていただきますと、基本的には札幌延伸までについては、新幹線の整備促進という形で考えております。それから、並行在来線につきましては、先ほど、主幹が申しましたように、さまざまな形で北海道が中心となってやっていくという前提がございますけれども、私ども地元といたしましては、やはり市民、それから後志圏の足を守るという前提で、その並行在来線という形だけの議論ではなくて、全体的に市民生活の安全を確保するという観点の中で、北海道を中心として、それから北後志を含めた後志 20 市町村の中で議論をしていながら、その問題に取り組んでいきたいというふうに考えておりますので、小樽市として、JR に対して在来線として残せというような議論を、現段階でしていくというふうな状況ではまだございませんので、今後やはり地域連携の中で整理していきたいというふうに考えてございます。

斎藤（博）委員

当然、小樽市が残してくださいといったら残るのかと思うのですが、そういう問題だということは分かっているのですけれども、小樽市としては、とりあえず、道との協議も大事でしょうけれども、小樽市民の生活圏の問題とか、普通に暮らしている人にとって在来線の役割というのは、新幹線ができようができまいがそんなに変わらないというふうに私は思っています。

やはり小樽市のように、札幌市に近くて、新幹線はポイントポイントでは並行するようなまちの市長なり小樽市としては、市民の足を守るということで、鉄道という形で守るという部分について、どういうスタンスに立つのかということは、もうここまで来ている話ですけれども、小樽市が新幹線で誘致の先頭に立つときに、先送りするというような、今の答弁ではちょっと悪いのだけれども、これからだという話ではなくて、やはり市民の立場からすると、新幹線は並行在来線の代替になるものではないというふうに私は思っています。ですから、やはりもう少し明確な立場に立って、市民の皆さんに負担もあるかもしれません、利用状況もこうかもしれませんと、ただし、その並行在来線なり、市民の足を守る部分については、小樽市はこういうスタンスで国や道や JR とやっているのですということを市民の皆さんにお知らせしないと、なかなか理解が得られにくいのではないかと思います。

政治的な意味は分かります。その小樽市が言うことの政治的な意味もわかるわけなのですが、今、こういう 10 年単位で小樽のまちの将来を考えているときに、小樽市はどういうスタンスでいるのかというのを、今後協議の対象だということは分かっているのです。どちらも分かっているのです。それでは、それについて白紙で協議に臨みますではなくて、どういうスタンスに立っているのだということを聞いているわけですから、もう少し市民の皆さんも安心できるような考え方をお示しいただけないかと思うのですけれども、いかがなものでか。

（総務）新幹線・高速道路推進室長

今、斎藤博行委員がおっしゃったように、やはり市民の立場で考えるべきという前提に立って、我々も並行在来線の問題については検討していかなければならないというふうに考えています。ただ、現実に倶知安駅にも新幹線の駅ができます。現在は倶知安駅の 1 日平均の乗車人員が 510 人ぐらいという結果も出ておりますし、それから長万部駅は 1 日 230 人ぐらいという結果が出ております。並行在来線が経営分離された場合、どのような名称になるのかわかりませんが、各駅の利用実態も含めながら、やはり今御質問されましたように、地元負担も含めて、本当に残していくのかどうかという議論も必要になってきます。ただ今はまだその並行在来線という形の中で、どこまでの路線がとか示されておられませんので、その辺を含めて、大変弱気になるようで申しわけございませんけれども、連携しながらこういった議論を深めていきたいと考えてございますので、もう少し時間をいただきたいと思います。

斎藤（博）委員

これまでの議会の中で、意見書等の取扱いの中でいろいろ考えさせてもらった機会もあったのだけれども、今回は小樽市の総合計画の中身の議論なわけです。陳情とか、意見書の話だったら、どこの党派はどうだったかという

ことでいいわけですけれども、構想の 8 ページには、今後予定される北海道新幹線の開通に向けて、新幹線を活用した新たな魅力あるまちづくりの検討を進めますとお書きになっているわけです。そういうふうに一方で言って、市内にもポスターを張ったりして、推進の運動をやっているという立場なわけですから、そういったことを考えたときに、今、私が言っている市の負担はどうなるのだろうか、本当に小樽市はどんな利用状況を想定しているのだろうかとか、それから特に並行在来線の取扱いについては、いろいろな話を聞いているわけです。

初めて新幹線の話をするわけではないのですが、皆さんも知っていて言えないのかもしれない、そういったこともあるので、少なくとも市の決意といいますか、思いとしてはどうなのですかと繰り返し聞いているわけなのです。当然今後の議論のテーマとして上がってくると思いますし、ここでは「討議したいと思います」と言ってくれているのなら了解しますけれども、その際の立場はどういうことなのかというのは、やはりこの総合計画を決める時点ではお話しただけなものなのですか。

市長

新幹線の問題ですけれども、今、札幌までの延伸について協力的な運動、活動をやっておりますけれども、期成会の中で、まだ並行在来線の問題について実際には取り上げておりません。議論もしておりません。いろいろな方針がありますけれども、私としては、小樽から先のことはわかりませんが、小樽 - 札幌間は、これだけの利用実績がありましたら、新幹線が通ったからと言って、並行在来線を廃止し、どこかに代替だという話には基本的にはならないだろうと考えています。楽観論かもしれませんが、JR はたぶん残すだろうというふうには思っています。小樽 - 札幌間はぜひ存続だということで強力に推し進めていくことはもう変わりありません。ただ、先については、いろいろと交通量の問題や乗車人員とか、経営上の問題点もあると思いますので、これからおいおい新幹線の話が進んでいくとそういう問題が出てきますけれども、現段階ではまだ倶知安町長とはそういう話はしておりませんが、小樽市の立場としては、これは今の JR の線路はぜひ残してもらおうということは当然だと思います。

斎藤（博）委員

今の市長のほうから希望といいますか、決意といいますか、少なくとも今の札幌間については、JR の形で残してもらいたいと、残るだろうという、今、楽観的だけれども期待していると、そういう立場で取組を進めているという御答弁がありましたので、その分については了解していきたいというふうに思います。

市の負担とか利用者の部分については、確かに分かりにくい部分もあるかもしれませんが、実際、今日は市長の御答弁があったので、これでやめますが、戦略的に新幹線の札幌延伸を先行させる場合、市民生活とか地元とか地域という部分は後になってしまっ、決まってからどうなるこうなると言われても、議論のしようがないのではないかとこのように私は心配していたものですから、そういった意味では、小樽はずっと蘭島までであるという部分を見ると、いろいろな議論がこれからもあると思いますが、少なくとも札幌間の部分についての存続について、御答弁いただいたということで一定程度了解していきたいというふうには思います。

広域連携について

次に、この総合計画の中で、新幹線抜きの後志圏との連携の部分なのですけれども、要は、後志との連携ということで、物流とか人的にもいろいろなところで強化してくるというような部分も、私は、小樽市としては総合計画の中にも反映していくべきというふうに思うのです。それはどこで読み取っていったらいいのでしょうか。

（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

今、おっしゃられたことにつきましては、15 ページの広域連携の推進の欄をごらんいただければと思います。

斎藤（博）委員

広域的な新幹線の活用について

この場合の内容で、新幹線についてはしばらくは分からないと考えたほうがいいですけれども、小樽市は、こう

いう後志に向かってのアクセスの拡充などについて、総合計画で書かれた以降、今後、基本計画にもかかわってくると思うのですけれども、こういったことを具体的に進めていこうとしているのか、できたらお聞かせください。

（総務）新幹線・高速道路推進室主幹

広域的なアクセスの拡充につきましては、例えば高規格幹線道路ですとか、国道の整備など、そういったような部分がございます、要望につきましても、管内 20 市町村が連携いたしまして期成会をつくり、いろいろな部分の道路の改良とか、それから北海道横断自動車道黒松内 - 小樽間の早期開通など、そういった要望は続けております。

斎藤（博）委員

市営プールについて

市営プールのことについてお尋ねしたいと思います。サンプルにあった室内水泳プールの存続、廃止については議会でもいろいろ議論がされたというふうに思います。そういう中で、市長も今後の総合計画の中でというようなお話をされた経過があったと思っていますし、私たちも存続をお願いしてこられた市民の皆さんに、やはり総合計画の中で議論する以外、当面存続は難しいというような話をしてきた経過があります。お尋ねしたいのですけれども、この総合計画の中で、新しい市営プールについて、読み取るとしたらどこに記載されているのか、お聞かせください。

（総務）企画政策室笠原主幹

市営プールの関係で、どのような位置づけということなのですが、今回設けております施策の中で、ページにいたしますと基本構想の 6 ページのところ、教育関連の生涯学習の分野というのを設けておまして、その中にスポーツ・レクリエーションという施策を設けております。この中で、一番下段の部分、「スポーツ・レクリエーション施設の整備と有効活用」と、こういうような中に含まれてくるということで、位置づけとしてはこの施策の中に位置づけられるのではないかと考えております。

斎藤（博）委員

この総合計画は、今度、基本構想から基本計画になってくる形なのですが、その場合の施策区分とか、ちょっとはっきり押さえきれない部分もあるのですけれども、今度の計画の中では、どこにこのプールの問題、考えなどがのってくるのか御答弁ください。

（総務）企画政策室笠原主幹

今回、議案として出しているのは、基本構想ということで、ここに今言いました生涯学習、教育の分野に係る部分の施策を五つほど書いて、その中にスポーツ・レクリエーションということで書いてございます。今、斎藤博行委員がおっしゃいました、これを受けた後に出てくる基本計画につきましても、ここのスポーツ・レクリエーションの部分でどういう展開をしていくとか、そういうようなものは基本計画の中で示しますので、位置づけがされるとすれば、同じようにこのスポーツ・レクリエーションの中での位置づけになってくるというふうには考えております。

斎藤（博）委員

当然、それに向けてまた庁内でも議論がいろいろな形で重ねられるのだろうというふうに思うわけなのですが、改めて教育委員会のほうにお尋ねしたいのですけれども、もともとは室内水泳プールも含めて、結局、教育委員会のほうでいろいろやってきたと思うのですけれども、この基本構想を受けて、基本計画に至る議論の中で、教育委員会としてはどのような考えで、この基本計画に反映させようとしているのかというのが、あったらお知らせください。

教育部中村次長

市営プールについての御質問ですが、平成 18 年 8 月 30 日に再開発事業の決定がなされて、要するにあそこから室内水泳プールがなくなるというお話があったときに、教育委員会委員長の名前で要望書を市長あてに出し

ております。将来展望として、新たな市営室内水泳プールの建設を次期総合計画に位置づけ、早い時期に整備していただきたい。もう一つが、新たな施設が完成するまでは、高島小学校温水プールを中心に既存施設を活用するというような内容ですが、これまでのサービス水準を維持するため、改修工事費などの予算を確保してくださいという要望をしているものです。その流れの中で、基本構想でもお願いをしてきましたし、基本計画の中でもお願いしております。

斎藤（博）委員

そうしますと、だめ押しみたいな形で失礼かもしれないけれども、今も黙々と署名を集めている議員の皆さんもいらっしゃるのですけれども、そういう方々には少なくともこの小樽市総合計画の基本計画が出る時点では、小樽市として、時期は載っていないかもしれませんが、少なくとも基本計画の段階では、それなりの位置づけをして小樽市が新しい市民プールをつくるというのは、明記されるというふうに理解してよろしいですか。

（総務）企画政策室笠原主幹

これから基本計画づくりをしていく中で、市営プールについてどう扱っていくかというのは当然議論されていきますので、今の時点でその基本計画にのるとかのらないとか、そういう答弁はできないと思っています。

斎藤（博）委員

市長に全部を基本計画に書くように言っているのではないのです。要するに今、教育委員会でおっしゃっていること、それから市長の御答弁なりをずっと聞いてきて、いよいよ総合計画の基本構想が示され、あと何か月かで基本計画が出てくる。基本計画が新幹線ぐらい先の話であるなら、わからなくなっても仕方ないという部分もあるけれども、もうすぐなわけですから、そういった一定の見込みの下でこの基本構想というのはつくられているでしょう。やはりこの基本構想を了解する上でも、もちろん庁内でいろいろな議論があるということも踏まえると、「いや、ここでは書いてあったのだけれども」ということになかなか得ない部分もあるものですから、繰り返し聞かせていただいているわけなのです。

市長

駅前の室内水泳プールを廃止した時点で、いろいろと市民の皆さんからも御意見をいただいておりますし、さらにまた正式に教育委員会から設置の要請も来ていますから、これから基本計画づくりの段階で、私としてはできる限り明記できるようにしたいと思います。ただ、実施時期については、なかなか今の財政状況からいって、実施計画にのせられるかどうかはまだわかりませんが、時期を明示して基本計画の中にはぜひ盛り込みたい。ただ、いろいろ議論がありますし、またどこかで代替の施設をつくってくれるというのなら別ですけれども、そういった状況を見ながら、できれば明記できるように努力したいと思います。

委員長

民主党・市民連合の質疑を終結し、平成会に移します。

大橋委員

行政評価について

いわゆる前回の総合計画、つまり 21 世紀プランですが、その達成率の問題について、それからどう評価するという問題についても聞きたいのですが、基本構想の参考資料の小樽市総合計画「計画の策定にあたって」というものの 1 ページの 7 行目に「活力と魅力ある経済社会の創出を目指し、計画に基づく事業を着実に実施しました」というふうに書いています。その後に「しかし、人口減少に歯止めをかけるには至らず、また、産業においても...厳しい結果となりました」となっています。そういう形で、策定の趣旨の中で、非常に断定的に「着実に実施しました」という項目がありますので、「着実に実施しました」というふうにここに書けるからには、21 世紀プランに対して、どういう達成度であり、それからそれをどう評価し総括しているか、考えがきちんとまとまっているものと思いま

すので、それについてお尋ねいたします。

（総務）企画政策室笠原主幹

計画の策定に当たっての中で記載がございますように、21 世紀プランの達成状況ということです。この中で、「事業を着実に実施しました」と、計画に基づく事業ということで書いておりますけれども、これにつきましては、昨年 10 月にまとめました基本計画の点検報告書の中でこの 21 世紀プランの実施計画、3 回にわたる実施計画の進捗よく状況がどうなっているのかと、そういうものをここにまとめてまいりました。その中で、あくまで実施計画に盛り込みました計画の事業費と実際にその事業を実施した実績額、それとの比較を記載しておりますけれども、その比較では計画事業費が 1,709 億 7,000 万円、これに対しまして、計画に掲げた事業として実際に事業実績として計数できるものが 1,553 億 9,000 万円ということで、この事業実績額と計画に掲げた事業費、これとの比較で申し上げますと、割合は 90.9 パーセントで、約 9 割について事業を達成しているということでこのような表記をしております。

あと、評価の関係等々で御質問がございましたけれども、21 世紀プランそのものについては、いわゆる成果指標的なものというのは設けてございません。その中で、この計画の策定の趣旨にも書かせていただいておりますけれども、製造品出荷額とか商業販売額、こういうようなものは、当時、参考数値的に 21 世紀プランの中に掲げた数値までは至らなかった、そういうようなことで記載させていただいております。

大橋委員

事業費の部分で達成度を評価した、そういう見方も一つあるかと思っておりますけれども、逆に一つ一つの実施したものといたしますか、それが市政の上でどういう効果を表してきたかという部分での事業評価、事業評価というのはこれは新しい考え方だと思いますけれども、そういうような評価の仕方、又はそれについてのこういう結果でしたというようなものを発表する機会というのはありますか。

（総務）企画政策室笠原主幹

先ほどの答弁の中でも若干話しましたがけれども、21 世紀プランそのものの中では、人口とか製造品出荷額、商業販売額、こういうようなものは指標としては掲示してございましたけれども、それ以外の施策の効果を判断できるような、そういうような指標というのは設定しておりませんので、ただいまの委員がおっしゃられたようないわゆる行政評価的な部分での達成度とか、そういうようなものは判断できないという形になっております。

大橋委員

いわゆる 21 世紀プランをつくった時点では結局具体的な事業に対する行政評価、費用対効果、そういうようなものについて、もっと厳しく考慮すべきという考え方がなかった時代なのかと、そんなふうに思います。そういう部分で、今度の総合計画をつくっていく場合には、やはりこれからは一年一年の事業、行政の評価ということも厳しく指摘される時代なわけですから、事業評価については金額でこれだけ達成したということではなくて、実際にこういう事業をやってこういう効果がありました、又はこれだけの事業費をかけてこういう効果が上がりましたと、そういう評価ができるような方向に向かった形での基本構想、基本計画、そういうものをつくってほしいと思っておりますけれども、その辺はどうなのでしょう。

（総務）企画政策室笠原主幹

委員のほうからありました、今の時代はそういう評価が求められているということで、何とか基本計画の中でそういう判断基準となるような指標を盛り込めないかということを研究して、そのような方向で考えたいと思っております。

大橋委員

学校教育について

それでは次に、5 ページになるのですが、学校教育の部分でお尋ねします。この中で、「『生きる力』を身に付

けるため、『確かな学力』『豊かな心』『健やかな体』をバランス良くはぐくむ学校教育を目指します」というふうに書いています。確かにこれにつきましては、教育の一つの目標点でありますし、またそれが何が欠けてもいけないという部分で、文章として間違いはないと思います。ただ、これからの総合計画を立てるといふ基本にたった場合に、小樽の教育として、どこに重点を置くかということをしきりと踏まえた上で、これからの 10 年間の計画を立てるといふことが大切なわけでありまして、そのときに総花的にこの三つの部分をバランスよくはぐくむというのは、これでは足りないのではないかと、そんなふうにするのですけれども、先般、全国学力・学習状況調査結果の問題などで学力のことについても言われましたし、またずっと長い小樽市の学校問題の中で、小樽の子供たちの学力がどうなのかという問題が議論されてきています。それから、例えば高校の校長の中から、小樽の中学校は、学力の達成度が低いので、結局、高校の 3 年間だけでは十分に大学受験に到達するまでいかない、そのような中学校の学力批判があったこともあるのですけれども、そういう部分で私としては、もっと小樽の学力の向上というところにポイントを置いた学校教育、そういうような特色づけを盛り込んでほしいというふうにするのですが、その点はどうでしょうか。

（教育）指導室長

委員が御指摘のとおり、ここに示している確かな学力、豊かな心、健やかな体、これは改正教育基本法、それから改正学校教育法の中でも生きる力をはぐくむためにはこの三つを調和よくはぐくんでいく必要があるということを示されてきているものであります。この基本構想の中では、バランスよく扱っていきますとありますが、具体的に今行っている学校教育推進計画、あおばとプラン、今、新しいプランも作成中ですが、全国学力・学習状況調査の実態も踏まえて、特に学力の向上にかかわって、基礎的・基本的な知識・技能の習得、それから活用力についても課題が見られておりますので、これらをはぐくんでいく教育を重点的に進めていきたいと考えております。

大橋委員

そういう姿勢を持っているという部分はわかりました。あおばとプランというこれからの大事な計画も、また新しいものが発表されるわけですが、それが今、基本計画、実施計画についての論議になるのですけれども、総合計画の基本計画などにもはっきりと記載されるのでしょうか。

（教育）指導室長

総合計画の中の基本計画とか、だんだん細かくなっていく中で、確かな学力や豊かな心へどう取り組んでいくかということで、さらに細かなプランとして、今、新しい小樽市の学校教育推進計画を作成中なのですが、そちらのほうに示されていくと思います。

大橋委員

私自身はこの総合計画の一番基本的な部分でもうたってほしいというような思いで言っているのですが、その後の部分できちんとされるということですので、それについては期待するというので、この文章も今さら変えられないということから、その部分は一回論をおさめます。

高齢者福祉について

それから、7 ページになりますけれども、高齢者福祉の部分があります。この部分で、「高齢者が生きがいを持ち、元気で安心して暮らせるまちを目指します。このため、民間事業者やボランティアなどとも緊密な連携を図りながら、高齢者が暮らしやすい環境づくりを進めます」というふうにあります。これも現在の状況というものを考えれば、以前のように福祉を公だけがやるのではなくて、民間事業者の割合が非常に強いわけですし、そこと緊密な連携を図ることも当然でありますし、それから市民ボランティアという部分でも、多くの市民の参加を見なければいけないという、この部分も文章としてはわかります。ただ、小樽市の高齢者福祉への考え方のポイントを強調すべきであり、そういうところでは弱いといいますか、はっきりしたものが出てこないという不満を感じるのです。

ということは、民間事業者という言葉を入れたのはいいのですが、例えば「ボランティアなどとも緊密な連携を図りながら」とあります。しかし、これからの高齢者福祉ということを長期的に考えていく場合に、単純にボランティアと緊密な連携を図るというような程度のもではなくて、もっと市民ボランティアに高齢者福祉の中に入ってきてもらうような、そういう施策を今、この基本構想の中でうたっていかなければいけないのではないのか。小樽は高齢者のお力をこれから行政の中のいろいろな部分で活用していかなければいけないと、そういうような考え方も平生から言われているわけですが、例えばいわゆる北欧の福祉の大きな特色というのは、我々が考えているようなボランティアの数と一けた違う、数万人単位のボランティアが福祉に参加しているわけです。小樽も現在の高齢者のこの大きな比率を考えたときに、元気な高齢者が元気ではない高齢者に対して、ボランティア的に福祉、そういうものに参加していくという、そういう枠づくりをしていかなければならないということこそ基本構想の中にならなければいけないと思うのですけれども、その辺はどうでしょうか。

（福祉）地域福祉課長

委員がおっしゃることは、ごもっともだと思っております。我々も高齢者の福祉の部分に関しては、高齢者の生きがいづくりの推進、介護保険のほうにもありますけれども、自立生活支援の推進、あとは例えば高齢者への福祉施策の普及啓発という大きな柱があると思っております、そのいずれもこの社会福祉協議会とか包括支援センター、民間事業者、ボランティアという部分の協力というのは、欠かせない必須なものと思っておりますので、そのボランティアをもっと積極的に取り入れるような施策という部分が大きな課題だと思います。あとボランティアをいかに取り入れていくかとなると、一朝一夕でいかないというのも実感しております、今後の施策を進める上では、委員がおっしゃるような、もっと市民ボランティアを取り入れるような具体的な施策を研究したいと思っております。

大橋委員

わざわざ総合計画をつくるということは、これからの小樽の憲法をつくるわけですから、そのときにはもっと高らかにこのまちはこういう方向に行かなければいけない、それから行きたいということをやうな機会なのです。要は、常識的にこうなるということを書いていただくのでは、私は総合計画、基本計画にならないというふうに思うわけです。この高齢者福祉に関して書いてある物の言い方というのは、小樽がいわゆる人口 10 万人以上の都市の中で、全国のトップを走って高齢者社会に突入しているという事実があるわけですから、これからの高齢者福祉に対してどういう基本的な考え方を持ってやっていくのだということを、きちんと言葉で語れるような目標数値を、目標を掲げられるような理念、そういう計画をつくってほしいというのが願いなのです。ここは本来的に言えば、基本計画を策定する委員会の中で述べる論なのかもしれませんが、こういう原文が出てきてから議会の中で議論されるわけですから、そして今の時点でこういう根本にかかわるお願いといいますが、意見を述べるのがどうなのか、今回の基本構想に関する特別委員会を今の時点でやるのがどうなのかという疑問を持ちながら言っているのです。これについて答弁は要りませんが、そういうような観点で議員としては物を考えているということ、理事者の方々には御理解をいただきたいと思っております。

「障がい者福祉」について

それから次に、「障がい者福祉」という部分があります。単純に聞きますけれども、こここの「障がい者福祉」の 3 行目のところに、「このため、社会参加への妨げとなっている要因を取り除き」というふうにあります。どのようなことが社会参加への妨げとなっている要因であるというふうに考えてここに文章を記されているのか、それをお尋ねいたします。

（福祉）石崎主幹

この表現についてでありますけれども、障害のある人が人権を尊重されて、自己選択と自己決定の下に、社会のあらゆる場面において活動に参加し、参画しようとするときに、その活動を制限したり、またその参加を制約する

ようなさまざまな障壁、バリアですが、こういったものを指すものというふうに考えております。具体的には、その身体であるとか知的、精神の障害そのもの、それがあつために容易でない建物であるとか道路の段差、それから車いす使用者の通行を妨げる障害物などの物理的なもの、またそれから資格であるとか免許など、こういうものを取得し、生かして就職しようとする際の制限などの制度的なもの、それから音声の案内や点字、手話通訳など、そういうわかりやすい表示をすることがいいものが、なされていないことによって文化とか情報面でバリアを感じている。また、心ない言葉であるとか、そういった視線ですとか、そういう障害に対する無理解から生じている心のバリア、こういったものがあるのではないかというふうに思っております。これらを取り除くためのさまざまな施策の取組といったことが、この要因に当たるべきものというふうに考えております。

大橋委員

考え方としてはよくわかりました。今おっしゃった御答弁については、これからの基本計画の中にはかなりわかりやすく具体的なものとして記されていくというふうに考えていいのでしょうか。

（福祉）石崎主幹

これらの具体的な施策、事業につきましては、障害者基本法に基づいて、平成 19 年 3 月に小樽市障害者計画を作成しておりますけれども、この中で示しているようなノーマライゼーション、リハビリテーション、バリアフリーの理念というものをもって障害のある人の自立した生活、それから社会生活、これらができるような具体の基本事業を盛り込んでいきたいというふうに考えております。

大橋委員

上下水道について

それでは次に、上下水道の項目についてお聞きします。

上下水道の項目は、この中に「下水道利用の普及を促進しながら」という部分があります。これは、21 世紀プランでも同じ言葉を使っています。そういう部分で、下水道をつくること自体は、小樽の場合は、非常に早い時期から下水道の普及というのは進んでいますし、つくれるところには全部つくったと、そんなふうに思っています。そうすると、この下水道利用の普及を促進しながらという言葉は、新たな線を増やしていくとかそういう意味ではなくて、もっと今の既存の下水道を利用するような方向で、そういうようなものを考えていると受け止めるのですが、どういう考え方でこの下水道利用の普及を促進するという言葉を、前回と同じ言葉で載せてきているのか、お尋ねします。

水道局次長

21 世紀プランと同じセンテンスがあるということですが、基本的に拡大というのはほぼ終了しておりますけれども、下水道の場合はまだ若干未整備区域が残されております。その部分の整備というのを着実に進めていくという観点の一つと、水洗化率というのですか、特殊性もございまして、どうしても高齢人口も多いというようなことで、借家が多いとか、いろいろな事情があつてすぐに水洗化がなされていない御家庭とか、そういう地域に我々としては PR を今後も続けていって、経営を考えた上でもできるだけ水洗化を向上して、せっかく設備したものを皆さん方に御利用いただくということを考えて、同じような言葉を使わせていただいているということになります。

大橋委員

わかりました。

同じく上下水道の中で、「上下水道システムの構築と環境に配慮した循環型社会の創出に向けて取り組みます」とあります。いわゆる環境に配慮した循環型社会というのは、これは一つの流行語でありまして、こういうふうにするべきであるという部分では、言葉としては非常によくわかるのですが、それなら例えば今、下水道の汚泥の中からリンをとるとか、そういう政策も進められておりますけれども、小樽市の場合には、過去において、下水道の汚泥をもっと利用して何かできないのか、例えば肥料とかいろいろな形があるのですけれども、道路資材とか、そう

いう提案が議会の中でされていても、それについては前向きに検討されたこと、実行されたことはないというふう
に思っています。また、下水道施設を新しく更新する計画の中にも、そういうようないわゆる循環型社会に対応す
るような下水道施設、そういう考え方が小樽市にはなかったというふうには私は思っていますので、この「環境に配
慮した循環型社会の創出について取り組みます」というのは、何を考えておられるのか、お尋ねします。

水道局次長

まず、前段に汚泥の有効利用についての御質問がございましたけれども、それは一つには緑農地還元をするに当
たってかなりの設備投資になり、費用もかかる。それから、一番問題なのは、つくったものがどう社会に回って
いくかという、そういう課題もございますし、また小樽市を取り巻く農業者の関係からいくと、なかなかそれは難
しいということで、研究してはございましたけれども、実現には至らなかった。そこに書かれている循環型社会とい
うのは、そういう汚泥の再利用もありますけれども、現在ある施設をさらに効率よく、例えば電力量が下がった最新
鋭の設備を入れ、全体的な電力使用量を削減することによってCO₂を削減する。それから、今、盛んに焼却炉を
建設しておりますけれども、その焼却炉を選定するに当たっても、やはり高温でやることによって非常に排ガス設
備による負荷をかけない、こういう部分による循環型社会への貢献。それから、委員がおっしゃられました、灰に
含まれているリンの活用というのは、理論的には非常に研究が進んでおり、盛んに我々も他都市の事例を研究しな
がら、小樽が利用できないかどうか、これは今まさしく研究をしている事例です。

大橋委員

交通について

次に、交通についてお尋ねします。

交通については、「都市内交通については、交通網の計画的な整備や公共交通機関の利用促進など、機能の充実
に努めます」というふうに書いています。小樽の場合に、交通機関というと、現在はJRとバスしかイメージでき
ないのですが、この交通網の計画的な整備や公共機関の利用促進ということ、機能の充実に努めるというこ
とは、どのようなことをしていこうと思って書いてあるのでしょうか。

（建設）都市計画課長

今の都市内交通について、交通網の計画的な整備と公共交通機関の利用促進ということに関してでありますけれ
ども、広域交通についても同じ表現がありますけれども、基本的に既存の施設を有効利用していくというようなこ
とが一つ。それから、今、道路網も計画的に整備を進めているといったことがございますので、そういったことを
より計画的、効率的に進める、そういった整備のことがございます。それとともに、公共交通機関の利用促進とい
たしましては、とりわけバス輸送などにつきましては、市民の足として大いに利用されており、また市内の渋滞緩
和とか環境負荷といった点にも大きな役割を有しているというふうには考えております。ですから、こういったバス
輸送など公共交通機関に関しまして、より機能確保を図るとともに、さらに充実していく、それから利便性向上を
図っていくというようなことを考えております。

大橋委員

小樽もこういう地形ですから、あまり画期的な話も聞けないと思っていましたけれども、ただ、小樽としては、
今、ずっと抱えている課題として、先般も旧手宮線の土地の買い増しをいたしました。旧手宮線については、現在
のところでは、まだ交通体系として活用をするところまで方策は進んでいませんが、しかし単なる公園用地として
買い増しをしているわけでもないわけです。そうすると、今回の総合計画の中に、交通体系として、つまり市内の
真ん中を通っている旧手宮線というものに対して、特に予算を使って買い増しをしているわけですから、どう考え
ていくかという基本的な考え方が入ってきていないのは、表現できないのかという思いもありますけれども、しか
し小樽の構想としては、手宮線をどうするということについて、一言入ってしかるべきではないかと、基本構想の
中に入らないもので、土地の買い増しをしていくというのもまた批判を受けることになると思いますが、旧手宮線

についてはどのように考えていますか。

（建設）まちづくり推進室長

旧手宮線でございますけれども、委員がおっしゃったように、非常にこれからも小樽の重要な資源といえますが、そういったものとして我々もとらえているところであります。旧手宮線は現在、いろいろな懇話会等を開催しながら、市民の皆さん等とその使い方、あるいは将来的なものについては検討をしている段階で、今のところ交通系、散策系、あるいは公園といった方向性について、まだまだこれからの課題というところも現状としてあるということでございます。ただ、旧手宮線というのは、残された非常に歴史的なあるいは産業的な遺産ということでは共通認識だというふうに思っておりますので、交通というところに掲げる課題であるのか、あるいはもう少し言うと市街地整備なり、もう少し違う観点からの検討課題かというふうには、今、思っています。ただ、基本構想という段階では、先ほども申し上げましたように、まだ方向性というのがきちんと決まっていない段階では、旧手宮線についてうんぬんする段階ではないというふうに思っております。今後、基本計画等々の中で具体的に検討ができれば、そういった方向で記載あるいは検討がされる、していきたいというふうに思っております。

大橋委員

旧手宮線については、今の御答弁のように、将来における重要な資産だという考え方、それからこれから考えていかなければならない問題だというところで一致しているわけですが、それが総合計画の中に 1 行も記載されていないということは、これはやはり許されるべきことではないというふうに思っておりますので、どういう形で入ってくるかわかりませんが、これは当然ながら議論を進めていただきたいと思います。

委員長

平成会の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 02 分

再開 午後 3 時 20 分

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

共産党。

古沢委員

前計画の総括・反省と新計画の理念について

早速ですが提出していただいている資料 3 枚、それと我が党から提出している 4 枚の資料がありますが、まず、提出をいただいた資料の 3 枚目の説明は必要ありません。1 枚目と 2 枚目について説明してください。

（総務）企画政策室笠原主幹

資料の 1 ページ目でございますけれども、タイトルの中に書いてございますが、総合計画の主要指標（計画書に記載のあるもの）の推移ということで整理をしております、大きく平成元年度から 10 年度までの計画期間であった小樽市新総合計画、これを左側に書いております。そして、右側のほうに、10 年度から 19 年度という期間の「市民と歩む 21 世紀プラン」これに書かれた基準年次の数値ですとか、それと計画に掲げた目標の数値、それと実際には小樽市新総合計画でいきますと平成 10 年の実績値、そういうようなものをこの表の中で整理しております。

まず、 の人口の欄を基に内容について説明させていただきたいと思っておりますけれども、 の人口、左側の小樽市新総合計画につきましては、策定時の基準としていたのは昭和 60 年の国勢調査の人口でございます。そのときの人口が（a）に 17 万 2,486 人と記載しております。一つ置いて（c）ですけれども、これは計画の目標数値と書いてお

りますけれども、小樽市新総合計画においては、平成 10 年に目標を 20 万人とするということを基本計画の中に書いておりますので、その数値を入れております。そして、真ん中の(b)でございますけれども、新総合計画自体は、これは 1 年前倒しで 21 世紀プランが始まりましたけれども、平成 10 年を目標としておりましたので、10 年 9 月末現在の人口を(b)に書き入れました。この数値が 15 万 4,768 人という数値になってございます。そして、一番右端、割合という欄、(d)でございますけれども、ここは目標年次又は直近の実績値、それと計画に掲げた目標数値との割合をパーセンテージで表しております。人口の実績値が 15 万 4,768 人、計画の目標数値が平成 10 年に 20 万人ですから、この割合が 77.4 パーセントという数値として出てまいります。

以下、の商業販売額、の工業出荷額につきましても、同じような直近の数値を使っておりますけれども、商業販売額につきましては、(b)の数値が平成 9 年となっておりますけれども、これは 10 年に商業統計調査をしておりませんので、その前年の 9 年の数値をここに記載させていただきました。

右側のほうの「市民と歩む 21 世紀プラン」、これにつきましても、ただいまの小樽市新総合計画と同様の観点で数値を書き入れております。

の人口を例にいたしますと、(e)は策定値の基準数値ですけれども、ここは平成 7 年の国勢調査人口、15 万 7,022 人。右側に行って一つ置きまして計画の目標数値としては、(g)でございますけれども、平成 19 年に 16 万人ということを基本計画に書いておりますので、その数値を入れております。真ん中の(f)でございますけれども、ここには目標年次又は直近の実績値ということで、19 年 9 月末現在の人口、13 万 9,267 人ということで書いております。一番右側の割合は、先ほどと同様に、この 13 万 9,267 人と 16 万人を比較し、割合を表したものでございます。

以下、は、先ほどと同じでございますけれども、商業販売額につきましては、平成 6 年を基準として 4,024 億円、それと工業出荷額については平成 7 年で 1,937 億円、このような数値を基準数値といたしまして、計画の目標値、さらに実績値等を書いてございます。

2 ページ目は、その他の統計指標の推移ということで、同じような書き方で表しておりますけれども、一つ枠がなくなっております。ここに掲げた から までの指標、項目でございますけれども、これにつきましては、それぞれ計画の中で明確な目標数値というのを掲げておりませんので、目標の数値というものがこの表からは消えております。同じような観点で、先ほどと同じように、(a)にはこの直近の数値を書かせていただきました。ただ、商店数、商店従業者数、製造業事業所数につきましては、先ほど 1 ページ目で説明いたしました商業販売額、工業出荷額との整合性ということで、同じ年度の数値を書いております。あと、 から につきましては、小樽市新総合計画は、平成元年度からスタートしておりますので、元年の数値を書いております。真ん中の(b)につきましては、当時の計画の目標、計画期間の最終年度でありました平成 10 年の直近若しくは 10 年の数値ということで書いております。先ほどと同じように、商店数、商店従業者数につきましては、平成 10 年の数値がございませんので、9 年の数値を書いております。その右横にあります比較の欄は、(b) ÷ (a) ということでパーセンテージを表しております。

それと、右側の表のほうになりますけれども、「市民と歩む 21 世紀プラン」につきましても、同じように平成 6 年、10 年の数値、それと 19 年又は直近の統計等で数字が出ている数値を表しまして、一番右の(f)ですけれども、(e) ÷ (d) ということでパーセンテージで表記をさせていただきました。

古沢委員

1 枚目の割合というのは、目標に対する達成度で、2 枚目は、実数値ですから、増減比較というふうになります。

1 枚目でわかることは、例えば 21 世紀プランで指標として目標数値を掲げた三つについて、人口では 2 万人以上の減、それから商業販売額で言えば、目標値に比べて 1,500 億円の減、それから工業出荷額は 2,302 億円の目標値に対して 700 億円も下回るということが、21 世紀プランで具体的に掲げた目標との関係で、割合以外に見えてくる

ものです。

それから 2 枚目は実数値ですから、21 世紀プランとその前計画、新総合計画の推移は見てとれますが、ここから例えば私は総合計画審議会にも委員として参画しておりましたけれども、基本構想を議論する過程の中で、新総合計画というのはバブル期のバブル型計画だったのです。それから、21 世紀プランは、バブルを引きずった計画だったわけです。だから、今度の新しい計画については、どうすべきかという、そういう立場から議論に参加をしたので、例えば平成元年から 20 年間、これは 10 年、9 年で刻んでありますけれども、正確に言うと 19 年までです。19 年間になります。これで見ますと、商店数で言えば、実は 3 割強減って 68 パーセント、従業者数では 86 パーセントまで減っている。製造業の事業所数で言えば 66 パーセントまで減っております。1 次産業、農業については惨たんたるものです。農家戸数は、平成元年に比べて 35 パーセントの状況です。農家人口で言えば、もっとひどくて 29 パーセントの状況になります。小樽港の一般貨物の取扱量は、4 割強減りました、19 年間で。59 パーセントです。それに比較して、石狩湾新港の貨物取扱量は、平成元年に比べて 1,150 パーセント、11 倍強に伸びているということが見てとることができます。

それで、資料の 3 枚目にかかわってちょっとお伺いします。小樽市の財政概況はこれを参考にさせていただくのですが、最初にわかるのは財政規模ですが、実は平成 19 年度決算は、元年度の財政規模に戻ったということが、最初に大枠で見てとることができるわけですが、3 段目の普通建設事業費です。実はこの表には出てきませんが、平成 5 年度、6 年度、この時期にかけて、これは後からも述べますが、この年度については注目していただきたいと思います。投資的経費としては突然のように突出します。5 年度 122 億円、6 年度 115 億円というふうに、普通建設事業費に投入されることになります。この表で言う 19 年度の 10 億 5,000 万円、これはこの突出した 5 年度との比較で言えば、わずか 8.6 パーセントの普通建設事業費でしかない。それから、市債の残高です。ここでもわかることは、表には出ていませんが、6 年度から一気に市債の残高が 500 億円台にはね上がります。600 億円、700 億円台というふうに記録をすることになるのですが、新総合計画の 10 年間で見ていただいたらおわかりのように、このわずか 10 年間で市債は 211 パーセント、340 億円も借金を増やすということになります。こういうことが提出していただいた資料からわかると思います。

それで、参考までに伺いますが、財政課になるとと思いますが、資料には出てきていないのですが、市財政の各種指標のうちから四つ示してください。それぞれ平成元年度、10 年度、19 年度の数値です。一つ目は経常収支比率、二つ目は公債費比率、三つ目は実質単年度収支、四つ目は、歳入科目別で言えば、歳入全体に占める地方債の割合、これをお示ください。

（ 財政 ） 財政課長

財政の比率等についてでございますが、経常収支比率につきましては、平成元年度が 81.8 パーセント、10 年度が 96.7 パーセント、19 年度が 103.9 パーセントになっております。

次に、公債費比率でございますが、元年度が 10.8 パーセント、10 年度が 17.3 パーセント、それから 19 年度が 19.7 パーセントになってございます。

次に、実質単年度収支でございますが、元年度が 3 億 1,200 万円の黒字、それから 10 年度が、1 億 2,600 万円の赤字、19 年度が 1 億 1,200 万円の赤字となっております。

最後に、歳入に占める地方債の割合でございますが、元年度が 8.0 パーセント、10 年度が 9.7 パーセント、19 年度が 5.8 パーセントでございます。

古沢委員

そこで、共産党が提出した 4 枚の資料ですが、これは毎年度の決算カードに基づいて、我が会派がデータとして整理をしているうち、特に平成元年度から 10 年、新総合計画にかかわる期間のものを抜き出したものです。

さて、そこで経常収支比率ですが、この資料 1 枚目を見ていただければおわかりになるかというふうに思います。

ここでわかるのは、平成 5 年度から、実はもう限りなく 5 年度は 90 パーセントに近い。翌年度は一気に 100 パーセントに近づこうかという、6 年度から一気に 90 パーセント台後半に入っていくということがこの資料からわかると思うのです。

資料 2 を参照してください。ここでもやはり 6 年度より、公債費の比率が 15 パーセント台に突入するということがわかれると思います。はね上がります。

それから資料 3 を見てください。実質単年度収支は、これも実は赤字に転落するのが 5 年度からであります。

それから四つ目、実は財政課長は一般会計で御答弁をいただいたというふうには思うのですが、普通会計だと思えますが、資料 4 を見てください。平成 5 年度から 10 年度まで、この 6 か年間、その前後と比べておわかりのように、地方債の割合が 10 パーセントを超えています。これがこの資料からおわかりかというふうに思うわけです。

そこで、明らかにその二つの計画の中で、今日迎えている危機的な財政状況へのターニングポイントは、この平成 5 年度あるいは 6 年度だというふうには私は見てとるわけですが、この見方についてはいかがですか。

（財政）財政課長

最初に、先ほど言った四つの指標の関係なのですが、経常収支比率、公債費比率は普通会計の数値で、実質単年度収支、歳入に占める地方債の割合は一般会計でございます。

それから、財政規模等につきましては、平成 4 年度から 5 年度にかけて、大きく伸びたものというふうに考えております。

古沢委員

実は市立病院調査特別委員会で大変議論になりました 44 億円です。44 億円が不良債務として、今、大変な問題になっているし、小樽市の財政再建についても大変なおもしになっているわけですがけれども、この 44 億円を生じさせることになったのも、実はこの平成 5 年度からなわけです。それまでの一般会計からの繰出しを、出納整理期間を巧妙に利用して、貸付金で回しをかけるということを 5 年度から始めました。私は、以前の市立病院調査特別委員会で、この時期になぜこういう会計操作をやったのか。一般会計側の事情があったのではないかと。いろいろ指標をこうやってつけ合わせてみますと、やはり 5 年度、6 年度にそういう原因、要因があったということが見えてくるわけです。病院事業会計のいわゆる不適切な会計処理といいますが、私は脱法的あるいは違法な会計処理というふうに思いますけれども、行ったのは何年から何年まででしたか。

（財政）財政課長

一般会計からの繰出金をそういうような形で振り替えたのは、平成 5 年度から平成 11 年度となっております。

古沢委員

トータルで今言ったようなこの平成 5 年度、6 年度、この時期にこうした財政出動というか、財政運営に切り替えるを得なかったという理由は、先ほどの財政課長の御答弁では、財政規模が大きくなったからだと言わんばかりですがけれども、ほかに大きな理由があったのではないですか。どのようにお考えですか。

（財政）財政課長

まず、平成 5 年度、6 年度の歳入について言いますと、平成 3 年にバブルが崩壊いたしまして、景気の減速などもありまして、市税収入につきましては、4 年度までの増加傾向から、5 年度は減少に転じております。対前年度比で 5 年度はマイナス 1.3 パーセント、それから 6 年度は対前年度比で 4.4 パーセント減少しています。また、重要な一般財源であります交付税も同じく、4 年度までの増加から減少に転じまして、対前年度比では、5 年度はマイナス 7.4 パーセント、6 年度はマイナス 7.8 パーセント、大体額にして 10 億円程度減少しております。

一方、5 年度は、先ほど言いましたように、国において経済対策が三度行われた年であります。こうした中で、本市におきましても、5 年度から 6 年度の普通建設事業費は、例えば運河公園、あるいは市道長橋線の街路事業、それから交通記念館、あるいは市民センターの整備のほか、6 年度からは稲穂小学校の整備にも着手しました。委

員が御指摘のとおり、この結果、5 年度、6 年度とも普通建設事業費は 100 億円を超えまして、19 年度以前のここ 20 年間でピークとなっております。

それからまた、ほかの特徴でございますが、繰出金におきまして、国民健康保険事業特別会計と下水道事業会計で繰出金を増加しております。国保につきましては、赤字に対する市独自の繰出しを開始しまして、5 年度は 3 億 5,000 万円、6 年度以降は 2 億 5,000 万円を上乗せして繰り出ししています。

それから、下水道につきましては、先ほど大橋委員も御質問をされていましたが、早くから下水道整備をやっていますが、平成初期に整備した事業に係る元利金の償還が始まったこと、こういうこともありまして、1 億 7,000 万円程度繰出しは増加しております。

それから、先ほど委員も御指摘の病院事業会計におきましては、一般会計からの繰出金が 5 年度、6 年度は 5 億円ですけれども、長期貸付金に振り替えていくことにより、病院事業会計の繰出金が減少していると、こういうような状況になります。

古沢委員

この投資的経費、つまり普通建設事業費ですが、非常に多くなったからイコール悪いとは、私は必ずしも思わないのです。その中身の問題なのですが、課長がおっしゃられたように、これは国策の一環としてこの年度、平成 5 年度以降、全国の自治体に景気対策が降ってくるわけです。結局、元年度から 10 年度にかけて倍に借金が膨らむというのもそうした結果の一つであって、つまり新総合計画はバブル型の計画であったし、それを引き継いだ 21 世紀プランというのは、考え方としても組立て方としても、バブル型の計画を引きずった計画になった。それが結局苦労しても 21 世紀プランの後半には三位一体改革、地方財政が切り捨てられていく構造改革政策、こういった路線の下で、市長がいくら頑張っても、その頑張った先からたたかれて、こういう状況の計画だったということは、山田市長が身をもってまさに体験している。

今度の総合計画はこの基本構想において、策定の趣旨では、前計画の理念を継承するというふうに言っているわけですが、理念というから物の考え方を継承するのかといえば、違うのです。結局、前々計画、前計画を引きずった総合計画づくりということを表示しているのであって、これは各種数値から見ても、こうしたことをしっかり見ておかないと大変なことになる。だから、審議会の中でも、ここはぜひ前計画をしっかり総括して、反省の上に新しい計画を立てるべきだということで、再三にわたって議論に参加をさせてもらったのです。何人かの主立った委員の方にも、大筋そうだねというふうに同意をいただいていたわけですが、実際に成文化されて議会に出てきた段階では、その点で言えば変わらないというふうに言わざるを得ない。全くそういう意味では寄って立つべき位置というか、軸足の据え方が全く違う。到底賛成できるものではないというふうに思うのですが、どうですか。

（総務）企画政策室笠原主幹

「計画の策定に当たって」に掲げる、「計画策定の趣旨」の中の「前計画の理念を継承し」というこういう表現について、全くスタンスが違うのではないかというような御質問かと思うのですが、この二つの前の計画、そこに掲げられたものすべてをそのまま継承するということは当然考えておりませんし、審議会等々での御意見というのも、もちろん私も入っている中での議論ですから、委員の皆様がどういうお話をされているかというのは理解しているつもりでございます。

ただ、本会議の代表質問等々でも答弁しておりますけれども、一つにはここで言う理念そのものというのは、やはり自治体が担うべき市民福祉の向上、そういうような部分を当然図っていくためにこういう計画をつくっていかなければならない、そういう理念というのは前の計画である 21 世紀プランの中にもございましたので、そこを合わせてこの計画の目的等々、そういうものを継承して今回の計画は進めていこうと、ここに表したものでございます。

古沢委員

雇用促進住宅について

次は、緊急を要するので、市長にも御見解を伺いたいと思います。

基本構想の 8 ページ、3 の 3)、住宅の項に、「公的住宅の建替えや改善を進めます」というふうにあります。ここで言う公的住宅というのは、具体的にはどういう住宅、団地をいうのですか。

（総務）企画政策室笠原主幹

基本構想に掲げている、ここで公的住宅という表現をしておりますけれども、私どもが市政で一般的にやっているような場合には、当然市営住宅等、そういうものと考えておりますけれども、今回のこの部分で公的住宅というのを広い意味でとらえると、公と民間となりますのでいわゆる公の住宅的な部分がここでいう公的という範ちゅうになってくるというふうには考えます。

古沢委員

だから、そうやって答えてくれたら困ると言っておいたでしょう。前々住宅マスタープランでは公共住宅というくくりの中で、道営住宅、市営住宅、住宅供給公社の共同住宅、雇用促進住宅というふうに挙げています。それから、公共賃貸住宅ストック総合活用計画、ここで公共賃貸住宅の位置図というふうに出されていますが、この中で雇用促進住宅は、市内に 3 か所ありますけれども、きちんと小樽市公共賃貸住宅の一部とあるではないですか。公共と公的という意味合いというのは、多少違うかもしれませんが、私に言わせれば、公共より公的のほうがより広いというふうに理解しています。ですから、これが市営だ、道営だというふうに答弁いただくのだったら、話は全然そのところでの議論がかみ合わなくなりますから、もう一度答えてください。

（建設）建築住宅課長

公的住宅にはどのようなものが含まれるかという御質問が先ほどありましたが、基本構想の部分では、民間住宅と公のものということで、公のものには多くが含まれるということで、雇用促進住宅という部分も包含していると考えてございます。

古沢委員

そこで聞きます。市内に 3 か所ある雇用促進住宅について、押さえている直近でよろしいですが、入居状況、それからかつての雇用促進事業団、今の雇用・能力開発機構がこれらの住宅に対して用途計画を、どのように考えておられるのか、把握していれば。

それから、その用途計画に基づいて、この間、雇用・能力開発機構と小樽市の間で、これらの住宅、機構から言わせれば宿舎と言っていますけれども、この三つの宿舎についての協議経緯があれば、それを説明してください。

（産業港湾）商業労政課長

雇用促進住宅の入居状況についてでございますが、これは今年 8 月末現在の押さえです。まず、桂岡住宅につきましては 80 世帯のうち 8 世帯、銭函につきましては 80 世帯のうち 53 世帯、潮見ヶ丘につきましては、120 世帯のうち 116 世帯が入居してございます。

そして、今、雇用・能力開発機構のこれらの住宅への対応ですけれども、まず桂岡住宅につきましては、平成 17 年から新たな入居は停止しております。そして、今年の 6 月に説明会を開催しております、現在入居している方たちに対しての今後の対応といえますか、そういったことの説明を行ってございます。

銭函につきましては、同じく平成 20 年から募集停止、新規の入居を停止しております。今年の 6 月に書面で通知しております、今後、説明会を開催する予定となっておりますが、これにつきましては、現在も説明会は開催されてございません。

潮見ヶ丘につきましては、小樽市内で今も唯一新たな入居者を募集しているというような状況にございます。

（建設）建築住宅課長

あわせまして、協議経過ということでございますけれども、平成 11 年と 17 年に購入希望の調査がございました。また、19 年には買取り要請がございまして、購入希望調査についてはなしということで回答しました。買取り要請

については困難ということで回答したところでございます。

古沢委員

それは桂岡についてですか。

（建設）建築住宅課長

購入希望調査はすべての住宅でありまして、買取り要請は、桂岡についてありまして、三つ含めて回答しております。

古沢委員

買取り要請のときに、買取り条件、具体的に言えば購入価格について提示はありましたか。

（建設）建築住宅課長

具体の購入価格の提示はございませんでした。

古沢委員

先日、札幌の雇用・能力開発機構北海道センターで、ここでいろいろと要請も含めて話を聞いてきました。自治体に対する買取り要請は、評価額の 2 分の 1 をもって購入要請をしている旨の話だったのですが、これが一つです。

実は、今、緊急な状況に陥っているのが銭函宿舎です。今年の夏の前に通知文が届いた。これまではもっと長いスパンで銭函の宿舎にいられると思ったのだけれども、「昨年の 12 月の閣議決定で前倒しすることになった。普通契約の人は 3 年以内に、定期契約の人は期間満了とともに更新しない」、そういう文書が投げ込まれた。説明会も何も無いのです。これがいわば現状なのです。これは承知していましたが。議案説明のときにこういう話にちょっと触れたら、市長はそこまで承知していなかったようなのですが、担当のほうでは承知していましたが。

（産業港湾）商業労政課長

雇用・能力開発機構から雇用促進住宅に居住されている方への通知ということにつきましては、我々としても、6 月にそういった文書が通知されて、全国的に現に入居されている方の居住権といいますが、そういったことともかかわりがあるということで、先般、古沢委員がおっしゃったところとは違いますけれども、札幌のそういった現場管理をしているところに行って、どういった状況かということで聞いてきました。そうした中では、例えば銭函につきましては、6 月に書面通知をして、年内に説明会を開催して、今年の 12 月から随時退居をしていただくという予定でいたわけですけれども、全国的に千五百数か所ある雇用促進住宅の中で、そういった現に住まわれている方の居住がやはり非常に心配になるということで、機構としましても 2 年ほど延期をするといいますが、つまり今年の 12 月に退居予定だった方は 22 年 11 月まで延ばしたとか、そういった動きになっているということは聞いてございます。

古沢委員

先ほど言ったように、こういう状況を聞きつけて、すぐ銭函に行ってみました。入居されている方、会えた方に限りますけれども、多くがやはり非常に環境のいいところとおっしゃるのです。市長が議案説明のときに自分の住んでいるところよりずっといいところだとおっしゃったけれども、海が間近に見えて、本当に環境のいいところなのです。世帯としては、高齢者の方が多いのですが、多くの方が住み続けたいとおっしゃるのです。それで、札幌の雇用・能力開発センターに行って交渉もしましたし、我が党だけでも北海道の雇用・能力開発機構、それから中央段階では機構、それから厚生労働省で直接、舛添大臣に再三交渉をやって、先ほど答弁が出たように、ようやく少し押し戻したという状況になっているわけです。

それで、今、この問題を根本的に解決するには何が必要かというふうに考えてみた場合に、私は、要するに積極的にこの住宅を活用していくために、廃止計画、売却計画を白紙に戻していただくというのが最もベターだと思うのですが、どのようにお考えですか。

（産業港湾）商業労政課長

雇用促進住宅の廃止につきましては、先ほど古沢委員から御質問があったとおり、平成 19 年の 12 月に閣議決定されておりまして、従前から決まっていたことを既に前倒してやっていくような流れの中で進められているというふうに聞いております。ですから、確かに全国の中では、居住者の権利を守るために少しでも長く猶予をもらいたいというような中で、先ほどのような形になったものとは受け止めていますけれども、今後の国の対応と申しますか、そういったことがまたこの先どのようになるのかということに注視していきたいと思っております。

古沢委員

雇用・能力開発機構北海道センターに伺った際に聞いてきましたけれども、たしか銭函は昭和 46 年、47 年運用開始ですから、築後結構たっているわけです。耐震問題があったのですかというふうに聞きましたところ、それはクリアしているとのこと。耐用年数の問題についても聞いたのですが、そのときセンター長は六十数年と言ったのですが、市営住宅の場合、中高層の耐火構造であれば 70 年の耐用年数があります。だから、おおよそ 2 分の 1 はまだ残っている建物なのです。私は素人ですが、見かけからいっても、下手な市営住宅よりもはるかにしっかりした住宅だというふうに私は見えています。市営住宅の問題は建設常任委員会の際に、また別な話でやります。現に五十数戸の世帯が入っており、その人たちがここで住み続けたいと願っている。総合計画の最大の柱は人口対策だということは、議論になりました。五十数世帯と言えば人口にしてみれば三けた、おおよそ 100 人を超える人数です。この 100 人を超える人たちの五十数世帯が、市内の市営、道営に優先的に入居できるかどうかといったら、そうはならないというわけです。銭函、桂岡周辺の民間のアパートを探してみたけれども、そうあるわけがない。札幌の手稲区、西区のほうに探さざるを得ないというふうに追いつまれているわけです。既に退居費用をもらって退居した人も出ています。年度の初めで言えば 58 戸入っていたはずですから、先ほどの話では 53 戸と言いましたので、残るのであれば、そんなものはもらわないで続けたかっと言っている方も中にはいらっしゃるのです。要は市の決断が、仮に雇用・能力開発機構や政府の方向、方針が変わらないとすれば、決断が求められている。

そこで聞いておきたいのですが、機構側は評価額の 2 分の 1 で売却というふうに言っていました。そこで、建築住宅課長に調べておいてもらいましたけれども、国の制度で準特定優良賃貸住宅の補助制度というのがあるはず。その場合、準公営住宅の場合はどういうふうな制度がありますか。

（建設）建築住宅課長

補助制度の内容はどういうものかということでございますけれども、地域優良賃貸住宅制度という名称でございますが、補助の対象につきましては、ストック総合活用計画に位置づけることなどが前提になりますが、2 種類の制度に分かれていて、一つは空き家の状態で買い取る場合には、通常の公営住宅として管理・運営を図っていきます。もう一つ、入居者が居住したままの買取りの場合には、市町村独自の単独住宅として管理運用することになります。いずれも地域住宅交付金ということで、おおむね 45 パーセントが国から助成される制度になってございます。

古沢委員

雇用促進住宅を地方公共団体が買い取って供給する場合、該当しますか。

（建設）建築住宅課長

今、答弁した内容は、そういう部分になります。

古沢委員

平成 20 年の地価公示額、基準値評価額、残念ながら銭函宿舍が基準地になっていませんが、約 250 メートル銭函側に寄ったところに基準位置があります。その土地は、1 平方メートル当たり 1 万 7,500 円。雇用促進住宅の建物は相当経年した状態ですから別に考えないで、土地 6,600 平方メートル超です。そうすると、1 億 1,600 万円ほど

になります。これを仮に評価額として、2 分の 1 だというふうに機構側が言っているのですが、5,800 万円。今言った補助制度を活用すれば、さらに 2 分の 1 の補助に該当する。要するに、無償譲渡が一番いいのですが、仮に売却だ、買い取ってくれと言った場合でも、2,900 万円から 3,000 万円あったら、あそこに住み続けられるという条件を確保できるのではないですか。

（産業港湾）商業労政課長

銭函の宿舍の買取りにかかわる御質問ですけれども、先ほど建設部から答弁しましたように、桂岡の住宅に対しては、雇用・能力開発機構から買取り要請ということは来ておりますけれども、それについては不可能ということで回答しています。そのほかの住宅、銭函、潮見ヶ丘につきましては、機構から正式に買取り要請はまだ来ていないということが一つございます。

また、先ほど申しました中で、機構が早ければ今年の末から退居の予定だったのが、全国的に高齢者とか低所得者の方々の新たな住居の確保が困難ということで、そういった事情も踏まえながら、国、厚生労働省が方針を緩めているといえますか、そういった国の流れもありますので、動向を見ていきたいとは思っております。

古沢委員

定期契約者の場合、私の知る限りで 1 年、その夏の状態から 1 年先に延びたというところまで押し返しましたが、事は急を要するというを私は言いたいのです。そもそも雇用促進住宅というのは、これも銭函 1 丁目の土地、昭和 46 年 11 月に所有権移転登記がされて、小樽市が当時畑であったものを買取りました。そして、これを地目変更し、宅地にした上で一か月後に当時の雇用促進事業団に売却しています。昭和 46 年の第 3 回定例会及び第 4 回定例会の会議録で確認しました。3 定では、雇用促進住宅建設用地の取得造成費として補正予算に計上されています。そして、4 定には、この不動産処分、この土地の売却処分について、議案第 14 号として上程されています。可決されたのが、昭和 46 年 12 月 17 日。その経緯から見ても、これは小樽市が雇用促進住宅に、小樽に来てくださって条件整備をした、あるいは働きかけた、そういう経緯があるのではないのでしょうか。どうですか。

（産業港湾）商業労政課長

銭函の住宅につきましては、銭函の工業団地はまだその後完了して、分譲が始まっていますが、その前から、例えば北海パネとか極東高分子といった企業もこの 40 年代前半若しくは 30 年代後半から操業を開始しております。そういった状況を踏まえて、また将来銭函の工業団地の計画というのがあったところから、ちょうど当時の雇用促進事業団に対しまして市からそういった誘致といいますが、働きかけをしたということは十分に推測できるものとは思っています。

市の産業政策として、銭函の工業団地の分譲をこれから始めていくとか、また既に企業が張りついていることから、市から雇用促進事業団に、雇用促進住宅の建設についての働きかけが当時あったのではないかとということです。

古沢委員

市からですね。

（産業港湾）商業労政課長

はい。推測されると思います。

古沢委員

それで、市長にお尋ねします。これを何とかできませんか。わかりやすく言えばそういうことです。そのために一生懸命頑張って、今、話したのです。

副市長

基本的に古沢委員がおっしゃっている住宅問題だけではなくて、基本的に北海道職業能力開発大学校も含めて、雇用・能力開発機構全体の廃止という国の行革の流れで、先行して宿舍の問題というのが出て来ているわけです。ですから、今さらと言っては何ですけれども、以前に桂岡の住宅の打診があった段階で、我々としては現状の財政

事情の中では、桂岡も含めて、今、全部の 3 団地をもし買ってくれと言われても極めて難しいことから、できない旨回答をしています。それ以降、今、宿舎の問題については、いろいろな処分の仕方ということで、この間の国の有識者会議などでいろいろと議論になっています。ただ、先行的に、今までのその宿舎に入られている方の対応については、先ほどの御質問にあった閣議決定でかなりスピードアップになったという事実を何か月かの中で調べさせていただきました。

ですから、我々としては今のスタンスとしては、基本的に押し戻しの部分として、これはやはり雇用・能力開発機構に責任を持ってもらうといいですか、もっと言えば、国の行革の中でそういうことを住民に対してやるということ自体がいかかという、こういった立場でありますので、基本的にはまず厚生労働省を含めて、そのあたりの協議を第 1 歩としてやっていきたい。その後、また具体的ないろいろな話が展開されるのであれば、また別な角度でいろいろな形をとるべきというふうに思っています。

今、御指摘のあったように、市が誘致をした、しないという議論もあるのかもしれませんが、もう一つは炭鉱離職者の一つの対策ということが背景にあったというふうにも承知しておりますので、そういう意味ではあそこには浴室があえてない。なぜないかという、共同浴場を求めた炭鉱離職者の方々が、いわゆるコミュニティの中で、一軒一軒浴室をつけなくても共同浴場をつくってくれという要望の中で、あそこに共同浴場があるわけですから、大体ほかの雇用促進住宅に共同浴場なんかありませんので、少なくともそういう経緯・経過の中で、北海道の炭鉱離職者の対策として小樽市のあの地が選ばれたとすれば、北海道に対しても、やはりこの始末と言ったら変ですけども、こういったものについてのかかわり合いを持ってもらいたいという、こんな話も含めて少し考えてみたいというふうには思っております。

古沢委員

言うべきか言わざるべきか悩んでいたのですが、昭和 46 年のときの経緯がよくわからないのです。どうやら 3,400 万円ほど、造成費も含めてそれで売却しているのですけれども、宅地で評価、推計すると、当時の価格から見ると相当安い。売買契約書があるはずで、不動産の処分にかかわる関係書類は永久保存であるのに出でこないのです。出でこないで登記簿謄本を見て、いろいろ調べてみたのだけれども、またややこしい話が出てきました。もうついでだから言うておきますけれども、昭和 46 年第 4 回定例会で不動産の売却処分、議案第 14 号で上程されて、これが当時の 12 月 3 日です。そして、この議案が可決されたのが 4 定最終日の 12 月 17 日ですが、登記簿を見たら、実は審議中に、12 月 8 日に売買されているのです。だから、これは市民のためであれば、あまり言っても仕方のないことだというふうに思っていたのですが、市民のためだったらこういうこともありというわけではないです。今の時代にこんなことが認められるはずはないのですけれども、そういう経緯もくぐってきている土地、宿舎なのです。だから、国に迫る、雇用・能力開発機構に迫るけれども、そうでなければ別立てでという意味合いのことを副市長はおっしゃったけれども、別立ての腹のくくり方をもう一度聞いて、私は質問を終わりたいのです。

副市長

基本的には、何度も申し上げるように、数千万円だから買い取るという仕切りには、現状の判断ではなりませんので、まず、二の手、三の手については、国なり道なりのほうに我々が動いた中で、こういった対応になるのか。少なくとも国のいろいろな動きをいろいろな新聞等々で見させていただいておりますので、今、全国的にこういった問題が生じているということは承知しておりますので、少なくとも二の手、三の手については、1 回目の国に対する対応を含めた中で考えさせていただきたい。ただ、基本的にはすべて国の行革の後始末を全部自治体に持ってきているというところが、本当の行革なのかというあたりは、やはり問題意識として持っていますから、少なくとも職業能力開発大学校の問題はすぐ対応して国のほうにも言いますし、ですからそういう意味では、地方の現状というものの把握が十分されない中で、国の行革の後始末を全部地元で処理するよという、この辺あたりについて、やはり自治体として物を申したいという、こういうスタンスで 1 回目は臨みたいというふうに思っております。

古沢委員

二の手、三の手で、その二の手、三の手に、市が買い取るということは、その手はないとすれば、国も方針を変えない、もう錢函は今年度用途廃止を決めたのですから、国が売却してしまう。先だって地方公共団体に買わないかというふうに打診してくる。市はもう手放すという。受け手側の市が二の手、三の手いろいろあるけれども、買い取るつもりがないということであつたら、結局、入居者はどうなるかという問題が残されてくるのです。既にそういう状況に直面しているから、全国の自治体の中では、いち早く買取りを決めて、そして準市営住宅として管理運営していくということを決定しているところも出始めているのです。この点は、ぜひ二の手、三の手の範囲の中にあるということだけは確認させてください。

副市長

何度も申し上げるように、現状は確かに耐用年数の半分ぐらいだというお話もありますけれども、基本的にはあの建物そのものは、浴室がなく、共同浴場のままやるというわけにいかないでしょうから、スペースがあるにしても、そういったようなことに手をかけなければ、いわゆる市営住宅として将来的にきちんと管理をするという部分での判断がつかえません。ですから国のこういう行革の中で箱物が、極端に言うところある施設は 1 万円程度でどうだと言われたこともあったわけですね。安ければいいというものではなく、そういう問題ではなくて、基本的な人口対策の面においても我々が建物を持って、管理をするかどうかについては、やはりもう一回検討をさせてもらって、判断をしたいというふうに思っています。

古沢委員

この住宅はペイしているのだから、国は投資額の回収が済んで、黒になっているのですから、自分たちが引き継ぐからと言って無償でよこせと言ってもいいのですから。

副市長

今、錢函の話ですけれども、雇用・能力開発機構そのものがなくなって、錢函を最初に廃止をすると言っていますけれども、では潮見ヶ丘はどうなるのかというのが次に出てくるわけですね。では、潮見ヶ丘を民間に売るのが売らないのかとなったときに、では錢函も購入してくれるのなら潮見ヶ丘 4 棟もどうですかという議論になったときに、数千万円では済まないという、こういうことも判断の材料の中に入れていかなければ、機構があつて、いろいろ都合があつてそこを買わないかというのなら、その 2 棟分の話とした議論もあるのでしょうかけれども、機構としては全部離すという方針ですから、市が買わなければ民間に売るといふことです。それと、国に現物支給するといふ話も、考え方としてはあるやに聞いておりますので、そういった状況も含めて一定の判断をしたいというふうに思っています。

委員長

共産党の質疑を終結し、自民党に移します。

佐藤委員

前計画と今計画の基本構想の違いについて

それでは、前計画と今計画の違いについて代表質問をさせていただきましたところ、その違いの一つに元気づくりプログラムがあるという御答弁をいただきました。それで、13 ページにある元気づくりプログラムを何回読んでも、なかなか私の頭ではイメージがわからないということがありまして、例えばこれを読んで具体的な事業はなかなか思い浮かばないというところですね。この元気づくりプログラムをできればわかりやすく説明していただきたいというのと、このような各部にわたって行う事業に関しては、どのような執行体制をとられる予定なのかということについてお聞きしたいと思います。

（総務）企画政策室笠原主幹

構想の 13 ページにございます元気づくりプログラムですが、21 世紀プランとの違いの中の一例としてこういうものをあげさせていただきました。今回は、大きく二つの観点から整理をさせていただいておりますけれども、一つは先ほど来 21 世紀プランの点検結果等々でも御質問が出ておりましたけれども、やはり本市の経済がなかなか厳しい状況がずっと続いてきている、そこをまず元気にしていかないと、小樽市そのものがこの先成り立っていかないと、そのような部分も考えられますので、大きくは地域経済の活性化に向けた取組の一つは考えることができないかどうかということで、この中に書いております「にぎわいと活力のあるまち」ということで、地域経済そのものを活性化することによって、小樽市ににぎわいと活力を取り戻していきたい、そういうような観点でまとめております。

あともう一つは、少子高齢化ということがずっと言われていまして、本日の議論の中でも年少人口の問題等々ございましたけれども、子供と高齢者の方々が健康で暮らしていける、そんなまちづくりをしていかなければならないということでここに掲げてございます。

ただ、観点といたしましては、それぞれこの前段で 33 の施策分野を設けながら市としては取り組んでいくということを書いてございますけれども、それらを連携するといいますか、ここに書いております分野に横断的に取り組んでいくことによって、ここに掲げた目標である小樽に活力をつくっていききたい、そういうようなことでここに書いているものでございます。

あと、取組方針といいますか、組織的な部分等々を含めてどういう形でどう進めていくかということですが、基本的には庁内の各部が所管している領分、そういうものがこの中に出てくると思いますので、企画政策室が中心になると思うのですが、庁内の各部との連携を図りながら、事業の展開をしていくというようなことで現状は考えております。

佐藤委員

もうちょっと読み込んで勉強したいと思います。

成果指標について

次に、成果指標という御質問が先程大橋委員のほうから出ましたが、それは検討していきたいという御答弁でした。私の代表質問の中でも、成果指標に関しては、実施したいという御答弁がありました。それで、14 ページの中の効率的な行財政運営の推進という項目があります。また、代表質問の御答弁の中では、北海道総合開発計画と北海道総合計画、その整合性を持たせながら新しい総合計画はつくっていききたいという御答弁も当然していましたが、その北海道総合計画の中では、一つとして行財政運営に関しては、P D C A サイクルに基づく成果指標の行財政運営基本システムの導入ということが、うたわれております。これは当然、その計画自体をそういうサイクル、システムを導入して、重点政策の展開や政策評価と連動しながら施策、事業を効果的に推進するということがあります。この評価、成果指標の形態という形でこの質問の中には項目として書かせていただいておりますけれども、この今、イメージしているこの成果指標というものの形態について、あればお話をいただきたいと思っております。

（総務）企画政策室笠原主幹

成果指標の関係でございますけれども、先ほど大橋委員との質疑の中でも、新しい計画の中でもそういう観点を考えていきたいという答弁をしたかと思っております。今、委員がおっしゃいました北海道の総合計画、この中でも約 60 項目ほど、成果指標というのが計画上に記載されています。また、今の時代ですから、先ほども言ったとおり、計画の達成度を客観的に判断できるような指標というのは、やはり欠かせないということで、今回、私どももそういう考えを入れながらやっていこうということでありますけれども、現状、基本計画づくりに当たって、庁内での検討を進めておまして、その中でどういう指標がいいのか、そういう部分を原部なりとの調整の中で整理することとしております。他都市の例や北海道の例を参考にしながら考えておりますけれども、今の時点でどの施策につい

てこういう指標を盛り込みますということは、これから協議していくということで御理解いただきたいというふうに思います。

佐藤委員

そうしますと、今の時点は基本構想の段階ですけれども、これが基本計画になった時点で、その成果指標というものが明確化されて記載されてくると認識してよろしいでしょうか。

（総務）企画政策室笠原主幹

いろいろ指標の問題等もあるかもしれませんが、基本的には基本計画の中でそういうものを入れていくということで考えてございます。

佐藤委員

今後の作業スケジュールについて

代表質問でも今後の作業スケジュールと予算編成との整合性という質問をさせていただきました。そこでは、基本構想を踏まえた基本計画に関しては、当初予算との整合性が図られるという御答弁をいただきました。その中で心配するのは、昨年、私が新人議員として勉強会をさせていただいた中に、予算編成及び決算調整の流れという勉強資料がありました。当初予算編成に関しては、10月に予算編成方針が作成されて、10月末日に各部へ通知が回って作業が始まるということで勉強させていただきましたけれども、この時期に来て、この議会で構想を議決し、わずかな期間の中で予算編成が図られるのかという心配をしているところでございます。前回の21世紀プランに関しては、基本構想は7月の第2回定例会で議決されて、基本計画は同年の11月に計画案ができ上がって、そして第1回定例会で予算編成とともに計画が議会に提出されたというタイムスケジュールでした。今回は遅れているという現状の中で、あまりにも期間が短いということがあるものですから、果たしてその基本計画をつくりながら予算編成ができるのかということをお慮するわけですけれども、そうではなくて、基本計画ができ上がるまで、今の基本構想をそのまま基本計画として、ある程度予算編成をしなければならないのか、その辺に関してはいかがでしょうか。

（総務）企画政策室笠原主幹

基本計画と新年度予算編成との関連でございますけれども、まず一つは基本計画というものの自体が今後10年間、平成21年度から30年度までどういうことに取り組んでいくか、施策の展開方法、またその主要な事業、そういうようなものを表していくというものでありまして、現状では庁内の中で素案づくりというようなことを進めてきております。その中で、所管ごとにつくっておりますので、新年度の予算に向けて、その各部局が必要とする事業、それは当然基本計画に位置づけられるものを念頭に置きながら、予算の編成作業、対財政に向けた予算要求から予算査定、最終的に予算の確定と、そういうようなスケジュールになってくるというふうに思っておりますので、その新年度に向けて実施する事業そのものにつきましては、基本計画の中で当然位置づけられると、整理された上で予算が計上される、そのような形になるかと思います。

財政部長

若干、編成サイドのほうからちょっと補足させていただきますけれども、先ほど編成方針の話もありましたけれども、平成21年度の予算編成の基本的な方針にはなりますけれども、実際の編成作業というのは、年末から年始にかけてずっと行っていく形になります。予算編成というのは、あくまで単年度、21年度の具体的な事業の予算にかかわるものでございますので、その部分については、基本計画というのは、この性格については今答弁にありましたように、10年間についての計画になりますので、21年度はどのようなものがまずできるだろうかという作業は、並行してやっていくことはできると思います。

佐藤委員

なかなか理解できない部分もあるのですが、いずれにしても既に来年度やる事業については、活字になっ

ていないけれども予定をしているものはあって、それでこの基本構想が審議された後に、いきなり何もないところから、予算編成と基本構想との整合性を持たせるということはかなり難しいとは思うのですが、そういうベ-ースがあつての予算編成になるということなのでしょう。

財政部長

先ほどの若干補足にまたなりますけれども、予算編成の考え方と総合計画の基本計画の作り方の考え方というのは、予算編成は積み上げ方式で、具体的なものから積み上げていく、基本計画の予算は 10 年間のスパンで考えたときに、どういう施策にどれだけの事業を考えていこうかというものであり、作業のそもそもの考え方が若干違うと思っています。そういう意味では、現在も予算編成される各事業が念頭にもうあらかたあつて、それと基本計画と整合性を合わせていくということではなくて、来年度の予算に関しましてはまだ一切白紙の状態でございますので、これから各部の担当が実務レベルで来年度どういう予算が必要かということ積み上げる段階でございますので、そういうものを片方でやりながら、もう一方でその 10 年間の基本計画というものも念頭に置いた作業、それを最終的にぶつけていくというふうに考えてございます。

総務部長

今日示しているこの基本構想の中には 33 の施策の項目で、短いのは 4 行か 5 行、長いので 10 行ぐらいの文章で、それぞれの政策分野のエキスを取り入れています。現実にこれ以外のものはないのかといえ、決してそうではなくて、これをつくり上げるために相当の議論をして、もっと言ってしまうと、基本計画に入るべき施策や事業については、各担当部と何回か議論をしてきているのです。ですから、基本的なものは持ち合わせている。ただ、基本構想をつくるために到底これだけできませんから、それでこのエキスを出している。ただもちろん、これを議決していただいて、基本計画の議論も始まりますので、そこに出せるものというのは一定程度各原部ではもう準備をしていると思いますので、何もないところからのスタートではなくて、それなりのものがあつて、短い期間で大変ですけれども、その中で予算編成もあわせながら、平成 21 年度にやる事業というのも各原部では考えながら進めていくことになるというふうに思います。

佐藤委員

大変厳しい作業になると思いますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

濱本委員

構想の目標年次について

まず、21 世紀プランというのは、基本構想の目標年次については 2010 年代後半と非常にあいまいな考えをしまして、ですからいわゆる賞味期限は、基本計画は 2007 年度で終わりましたけれども、まだ基本構想は生きている。だから変な話、2008 年度の予算編成はとりあえずできたというふうに私は理解できているのです。それから考えると、今回の計画に関しては、基本構想は平成 30 年度で、基本計画も 30 年度で終わりだというふうに考えているわけです。もし万が一、今年度みたいなことがあつたら、策定作業は遅れて、基本構想そのものが 1 年間空白になるということが当然考えられるのではないかと、そういう意味では少し 1 年とか 2 年、余裕を見たほうがいいのではないかと思います。現実問題、2010 年代後半までという基本構想を、今、21 世紀プランの中でやっているわけですから、そういうリスクヘッジもされて、今みたいにいろいろな社会の状況が、また行政の中の環境が変わつたら、とりあえずこうやって基本構想はまだ賞味期限は残っているけれども、変えますということでもいいのではないかとと思うのですが、そこら辺についてはどうですか。

（総務）企画政策室笠原主幹

21 世紀プランにつきましては、約 20 年の期間ということですが、今回につきましては、10 年ということで、その違いでございますけれども、確かに私どももも庁内の議論をした中で、その構想の期間をどうするかという議論は

いたしました。ただその中で、一つは今のこういう移り変わりの激しい時代、そういう中で 20 年先というのはなかなか見据えることが難しいのではないかとこの部分がございます。また、他都市の例なども参考にしながら、計画の策定作業をしてきておりますけれども、その中では他都市もおおむね基本構想、基本計画ともに 10 年というのが多いのです。そのような中で、今回の第 6 次総合計画につきましては、基本構想と基本計画を同じ年度ということで 10 年間と設定したものであります。

今、委員が御懸念されている、例えば遅れてというような部分で、それにつきましては、その新しい計画づくり当たってどういうスタンスでその時点で臨んでいくのか、その時点で考えというのが出るものでないかと思えますけれども、今回の計画につきましては、ただいま言いましたような経過がありまして、10 か年というふうにしたものでございます。

濱本委員

そうすると、テクニカルな話なのですが、万が一この基本構想が平成 30 年度までですから平成 31 年度までに次の基本構想ができなかったときには、例えば延長の議決をするとか、そういう議会の技術的な手法というのはどうなるのですか。

（総務）企画政策室長

基本構想自体が、一応 10 年と決まっているわけですから、その法律を度外視するようなことは絶対いたしませんので、御安心いただきたいと思えます。

濱本委員

わかりました。10 年先まで議員をやっているかどうかわかりません。ぜひそういうイレギュラーなことがないようにはやっていただきたいというふうに思います。

生涯学習の定義について

それから、前回の基本構想と今回のものと少し比較をさせてもらった中で、一番いいのは、21 世紀プランも今回も人づくりが最初の項目に書かれているというのが、軽重はたぶんないのだろうとは思っておりますけれども、人づくりのことが書いてあるというのは非常に評価をしたいというふうには思っています。ただし、前回のときには、施策の大綱、今回は 5 つのテーマということで、言葉は若干違っておりますけれども、前回は生涯学習からスポーツ・レクリエーションまで 6 項目、今回に関して言えば、生涯学習という項目がないのです。強いて言えば、「心豊かに学び、地域文化をはぐくむまち（生涯学習）」ここだけ出ているわけです。21 世紀プランの中では、「はぐくみ文化・創造プラン」の中で 4 行ですが、若干概念的な部分を書いているのです。今回は概念的な部分が、ほかの項目もそうですが、一切なしでいきなり項目になっている。全体を通していきなりタイトルになって次の項目になったというこういう組立てについて、前回の形を踏襲しなかったという何か意図があるのであれば教えていただきたいと思えます。

（教育）生涯学習課長

ただいまの御質問で、今回の第 6 次総合計画の施策の中に、前回の 21 世紀プランの中にあつた生涯学習がないということでの御尋ねですが、生涯学習の概念といいますが、人が生まれてから亡くなるまで生涯各期にわたってさまざまな形で学んでいくという非常に広い包括的な概念なものですから、当然その中には学校教育、社会教育、あるいは文化・芸術・スポーツ・レクリエーションまでも含むのではないかとことから、前回については施策の大綱は教育委員会で作成したところなのですが、今回はその点は中の教育文化を生涯学習としまして、その中に先ほど申し上げた学校教育から始まる五つの施策というつくりになっております。

（総務）企画政策室笠原主幹

今、濱本委員のほうからございましたのは、今回の基本構想は 5 つのテーマに分けて 33 項目を掲げておりますけれども、それぞれがいきなり各施策の表現に始まっており、21 世紀プランの場合は、その前段に三、四行で概念を

書いている。この違いという御質問だと思うのですが、21 世紀プランのときには確かにこの全体のそれぞれの施策を表したことが書かれてはありますけれども、ここに書かれている内容が各施策にそういう目指すべき方向ですとか展開する方向というのを書いていく際に、この部分と重複することが多いものですから、今回につきましては、前と違って項目を立ててすぐに施策を書いている、そういうものでございます。

濱本委員

ほかの項目については、そういうことであればというふうには思いますけれども、実はこの平成 10 年当時、若しくはこれを策定していた以前の段階の生涯学習に関する定義と現在の定義というのは、かなり変わってきているわけです。そうであればなおさらのこと、生涯学習の定義が変わっていることを説明していただかないと、例えば 18 年 2 月に文部科学省の社会教育課が出したこういう「新しい時代の社会教育」というパンフレットがあります。このパンフレットの中には、生涯学習は学校教育も社会教育も包含する概念だというふうに書いています。それから、今年の 2 月 19 日の中央教育審議会の「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」という、この中でも今までとはやはり違った考え方がどんどん出てきているわけです。そうすると、今の御答弁みたいに、確かにそういう状況だから、こうやって書きましたというのはわかるのだけれども、基本構想であればこそ、こういう概念が変化したのであれば、いわゆる 21 世紀プランのときの生涯学習の概念と今回の概念が、生涯学習という言葉の定義が変わったのであれば、やはりどこかで説明していただかないと、わからないのではないかとと思うのですが、いかがですか。

（教育）生涯学習課長

生涯学習の概念がこの間に変化してきたということの御質問かと思えます。私は基本的には生涯学習の概念というのは変わっていないと考えています。もともと昭和 40 年にユネスコが生涯教育について提唱しまして、それが広まった。昭和の後半になりまして、中央教育審議会で生涯学習ということが言われてきたわけなのですが、やはり一つのはやりというか、生涯学習が非常に注目されていたときに、前回の計画ができ、それが一定程度浸透してきたということで、今回の計画では項目としては外したほうが良いというふう考えております。

濱本委員

要はこれは言うならば、ここの「心豊かに学び」、この生涯学習の項目については、生涯学習部会がいわゆる検討をされたというふうに理解をしております。例えば、先ほど私が提示したような資料というのは、この文言をつくるためにそういう検討部会に提示されたことなどはあるのでしょうか。

（総務）企画政策室笠原主幹

総合計画審議会の中での分科会等々の議論の中では、委員がおっしゃるような資料などについては配付をしてございません。

濱本委員

非常に残念だと思います。いわゆるこういう審議会のそれぞれの部会の方でも、言うなればエキスパートではないわけですから、できる限りの情報は提示していただかないと、この先 10 年間の基本構想ということであれば、適切な判断をする資質はあっても、判断材料が不足しているのであれば、やはり将来にわたって禍根を残すと思いますので、今後、次の基本構想をつくるまでまた 10 年ありますけれども、ぜひその折には配慮をしていただきたいというふうに思います。

教育委員会について

もう一つ聞きたいのですが、1 番目の生涯学習のこの 5 項目を策定するに当たって、教育委員長をトップとする教育委員会は、この中ではどのようにかかわってきたのか。全く教育委員会はこのことに関してここの教育、いわゆる生涯学習というこの教育の基本構想をつくるに当たって、全然ノータッチなのか、かかわってきたのか、もしかかわったとしたらどのようなかかわり方だったのかを教えてください。

教育部長

当然、新しい総合計画を策定するという段階で、教育委員会でも、議論といいますか、経過なり、作業日程なりについては提案をしております。また、具体的には、この素案ができた段階、ちょうど議会で提出する前段になりますけれども、その原案の段階で教育委員会において議論をいただいているところです。ただ、この決定過程が庁内の策定会議あるいは市民の方に入らせていただいている審議会という、そういう中で議論になっているものですから、教育委員会として何かを決定するといったことではなくて、議論をし、教育委員の皆さんの御意見も伺っているところです。

濱本委員

いや、「伺っているところ」ではなく、もうこの議会で議決するわけですから、「伺ってきた」という過去形ではないとおかしいと思うのです。

それであれば、ちなみにこの 5 項目に対して教育委員会の中で、教育長はここにいらっしゃるから残り 4 人の教育委員ですが、どういう御意見があったのか、あれば具体的にちょっとお聞かせいただきたいと思います。今、難しければ後でも結構ですから、よろしくお願いします。

教育部長

1 点だけちょっとお話しをさせていただければ、教育基本法の改正もちょうどこの前段に、この総合計画の策定作業と相まってございまして、特に学校教育の関係では新学習指導要領も改訂になったということも含めまして、教育委員会の中ではどちらかと言えば学校教育の部分についての御意見が多かった。あと、この構想全体についても幾つか御意見があったということでございます。

濱本委員

要は、本来こういう質問は、特別委員会の中ではしたくないわけです。というのは、教育委員会が例えばホームページに議事録がアップされていれば、それを見て、チェックすればもうわかる話なのです。ところが、現実問題はないわけです。これは第 1 回定例会のときでしたか、ホームページへの議事録のアップということをお願いをしました。今日までアップされている形跡もないので、結局こういう時間を費やさなければならない。こういう無駄とは言いませんけれども、時間の効率的な使い道のためにも、ぜひ議事録のアップは改めてお願いをしたいと思います。

学校教育について

1) 学校教育なのですが、たぶん適正配置のことを踏まえて、下から 6 行目ですか、「小中学校の規模・配置の適正化と施設整備の充実を図ります。」というふうに書いてあります。適正配置の一つの要素は、例えば中学校で言えば、免許外教科担任の解消というのがたしかあったはずだと思うのです。今のぐらい解消されているのか、ゼロベースなのか、ゼロでないのか、わかりませんが、そういうことがあったはずなのです。これだけの書き方であれば、何となく施設整備だけすればいいと、人的資源というか、そういう部分も整備しなくていいのか。あおばとプランの中に、いわゆる教員の資質の向上ということをやっているのであれば、もうちょっとそれを包括した概念の中で表現する必要もあり、ただのハードの建物だけをこうやって集めてとか、統合すればいいという話ではないのではないかとこのように思います。これは、ここに今さら書けと言ってもたぶん書いてくれないのだらうと思いますので、ぜひ基本計画の中でそれを何か実現できるようなことを書いていただければというふうに希望しておきます。

社会教育について

それから、社会教育のところ「インターネットや情報誌で学習情報を提供するとともに、社会教育施設などを活用しながら、様々な社会教育関係団体・機関等との連携により内容の充実に努めます」またその次に「施設の特性を生かした利活用を進めるとともに、郷土資料の収集、調査を進めます」という文言があるのです。社会教育法

第 9 条の中で、社会教育のための機関という、施設ということではなくて、図書館、博物館は機関、その機関が機能を発揮するための施設が図書館であり博物館ということだろうと思います。それであれば、やはりここは「社会教育機関及び施設が」とそういう書き方でないと、やはり本来基本構想ですから、そういう法的な文言の使い方とかそういうものにもできれば意識をしてもらいたいし、それから唐突に郷土資料の収集・調査を進めますというのが出てくるのは、この基本構想を踏まえた中で何か大きな意味合いを持っているのか。また、収集と調査だけで本当にいいのか。その後の最後の後始末の問題もたぶんあるのではないのかと思うのですが、その辺をあわせてお願いします。

教育部中村次長

確かに法律用語では、社会教育施設という言葉はありません。教育機関という言葉がございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第 30 条に、「地方公共団体は、法律で定めるところにより、学校、図書館、博物館、公民館その他の教育機関を設置するほか」うんぬんと書いてありますので、法律用語では教育施設という言葉は正しくないと思うのです。ただ、一般的には、社会教育施設というのが一般の方に御理解いただける文言として使わせていただいていると思うのです。教育機関というと、学校だけというふうに誤解される可能性がありますので、社会教育施設という名称にさせていただきました。

それから、もう一点の郷土資料の部分でございますけれども、これは今回、6 月の社会教育法あるいは図書館法、博物館法の改正がございまして、いわゆる地域の教育力に対して今の 3 施設、それが力を発揮していく、そういう部分もありますので、前回の計画には確かに郷土資料の収集という文言はございません。ただ、この 10 年間で、例えば博物館なり図書館の中でデジタルアーカイブをつくるにあたって、今データベースを作成しています。まだネット上には出しておりませんが、スタンドアロンで使える状態になっていますので、それをこれから整備して行って、皆さんに提供したいと、そういうことでございます。

濱本委員

いわゆる郷土資料に関して言えば、博物館も文学館も図書館もあるのだろうと思います。それが例えば 1 か所へ行けばすべてのデータベースが閲覧できるとか、図書館のレファレンスサービスの充実のためにも、基本計画の中には 10 年をかけてこんなことをやりたいみたいなどころをぜひうたっていたいただきたいという希望だけ言っておきます。

保健所について

次に、大きな 2 番目の市民福祉の項目なのですが、これも前回の 21 世紀プランと比較すると、前回がこの保健衛生というところに「保健所機能の充実を図ります」と書いてあります。10 年前のときには、保健所機能が充実されていないという認識だったのかもわかりません。今回に関しては、実は保健所のホの字もない。今、市立病院改革プランの策定の中でも、やはり保健所の役割というのは重大だという認識が基本的にはあるのですが、それを達成できているかできていないかは別ですけども、今回この 5 番目の保健衛生のところ、この保健所機能の充実というのがなくなったのは、保健所機能はもう充実して、120 パーセントだという認識だから外したのか、その辺はどうなのでしょう。

（保健所）保健総務課長

確かに現在の 21 世紀プランにおきましては、保健所機能の充実という、ハード面の充実に重点を置いて構想をつくったということです。現在の新しい第 6 次総合計画におきましては、どちらかといいますと、保健衛生に対する施策そのものに重点を置いて構想をつくったということで、保健所機能の中身についての大きな変更をするという意味合いではありません。

濱本委員

済みません、確認させてください。今、21 世紀プランの保健所機能の充実というのはハード面の充実というふう

に御答弁いただいたと思うのですが、それで間違いないでしょうか。

（保健所）保健総務課長

そういうことを重点的に構想をつくったということでございます。

濱本委員

ハード面というのはよく理解できないですし、例えばこれを踏まえた上での基本計画、それから基本計画の点検報告書の中で、そんなに保健所のハード面がすごくよくなりましたということもさほどはないというふうに理解できます。これは保健所機能ですから、もっとソフトの面を充実させたいということも 21 世紀プランの中ではたぶん言っていたのだと思うのです。設備の更新ということではなくて、本来持っている保健所機能を充実させたいということもたぶん言っていたのだと思うのです。大体これに対応する基本計画の中でも、保健所のハードの部分でどうのこうのということあまり書いてなくて、保健所がいわゆるかわりの持っているところで言えば、基本計画の中では医療情報ネットワークの整備というところだけ書いていただけなのです。だから、それはもう終わった話なので、これ以上はいいですけども、ただ、今回の基本構想の中には、保健所機能という言葉が表れていない、何か意図的なものはあるのですか。

保健所次長

前回の計画ですけれども、基本計画を作成した時点が多少バブルの余韻が残っていた時代というのがございます。保健センターの開設とか、そういう施設の整備計画も一応は盛り込んでありまして、それを意識して基本構想の中では、保健所機能の充実みたいな言い方をしている部分があるかと思うのですけれども、今回の場合は、特に財政事情もございまして、なかなかハードの部分というのは難しい面もございまして。また今回、この保健衛生の部分については、基本的には市民の健康増進、それから生活環境の安全・衛生の確保、そういった部分で変わりはないのですけれども、予防医療のこととか、それから健康の維持・管理、そういった新たな要素をつけ加えて、先ほど委員がおっしゃったとおり、ハードではなくて、その実際の施策のソフト面を中心に記述させていただいたという形になってございます。

濱本委員

結局、質問をしても、ある種むなしなのは、別に文言をもうこれから変えられるわけでもないし、いわゆる基本計画の中に生かしてくださいとしか言えないというところにちょっと残念な気持ちがあるのですが、小樽市保健所は間違いなく、お荷物なのか財産なのかはいろいろ判断の基準があるのだと思うので、私は財産だと思っているので、基本計画の中では、この財産を生かすということを表現するような基本計画をつくっていただきたいというふうに思います。

市立病院について

次に、6) の地域医療の中で「市立病院については、担うべき役割を明確にし、両病院を再編します」という、こういう 1 行で終わっているのです。ちなみに、21 世紀プランは「市立病院については、高度先進医療の充実をはかるとともに、施設の老朽化や経営状況などを考慮し、集約化につとめます」というふうに書いてあります。この表現がある意味で踏み込みすぎだという気も私はしないわけでもないのですが、しかし書かれて残っていて、施設の老朽化まで書いてあるわけです。この 10 年間に施設の老朽化がもうこれ以上は進んでいないのかといたら、そんなことはなくて、進んでいるわけです。そうしたときに、この書き方ではやはり市民の皆さんは、一般常識として再編というと、ほとんどハードのことは想像できないというふうに私は思うのです。これは、いわゆる新しい病院に対する市の考え方、思いが後退したということではなくて、そういう意味合いではないということも、できれば市長か副市長に決意をお伺いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

副市長

病院の新築統合という今まで言っていた部分について、後退をするという、こういった意図は、今、持っており

ませんし、そういったことを前提にしているいろいろな作業もしておりますけれども、ただ問題は 10 年前につくり上げてきたときと医療環境というのが物すごく変わってきていますので、表現的には張り切ってここを書けるかどうかという、やはりしゅんじゅんするというのもあると思うのです。今、我々が大きい意味では北海道、いわゆる医療圏的というと後志圏を含めたその再編という、こういう課題を投げられて、これから市立病院の役割というのはどうあるべきなのかということも議論して、そういう立場でここ 10 年をいくとすれば、この市立病院二つの再編というのは、やはりこの担うべき役割というのはどうあるべきなのかということを中心に市民に対して言っていかなければならない。ですから、基本計画の中ではそういったこともスタンスとしてきちんと出していないと、市立病院が今持っているものを考え、デパートみたいに全部やりますなんて仕掛けで基本計画というのはつくられないというふうに私自身は思っているものですから、この基本的な重いところを、我々がこれから考えるべき部分を抽出して、たった 1 行で恐縮なのですがこういう整理をさせてもらったということです。

濱本委員

前回の 21 世紀プランの基本計画の中では、両病院の集約化と新築整備などに向け調査を進めると、これで 10 年たったわけです。いろいろな環境が変わって、立ち行かないというか、今、足踏みをしていることは重々承知をしております。けれども、基本計画はこれから先 10 年間の話ですし、実施計画においては前期と後期というふうに分けている。その中で、これから先の 5 年間は財政再建もあるし、市立病院改革プランのこともあるから、例えば手をつけられなくても、その後の 5 年間、後期の 5 年間では何らかのいわゆるアクションを起こすとか、そういうようなことがおとってくるような基本計画をぜひお願いをしたいというふうに思います。

委員長

自民党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。